

金融犯罪の被害防止等に向けた銀行界の取組みと課題

平成 26 年 3 月

一般社団法人全国銀行協会

目 次

| | |
|--|----|
| はじめに | 1 |
| I 金融犯罪の種類と具体的な手口 | |
| 1. 振込み等を指示され、預金を騙し取られる被害 | 2 |
| (1) 主な手口と被害発生件数・金額 | 3 |
| (2) 補償に関する法律・規定 | 12 |
| 2. 不正な手段で預金を引出される等の被害 | 15 |
| (1) 主な手口と被害発生件数・金額 | 15 |
| (2) 補償に関する法律・規定 | 24 |
| 3. 預金口座の売買等 | 26 |
| II. 全銀協における犯罪防止・被害抑止への取組み | |
| 1. 振り込め詐欺に対する対応について | 27 |
| 2. 盗難通帳、偽造・盗難キャッシュカード、インターネット・バンキングの不正払戻し等に対する対応について | 30 |
| (1) 盗難通帳による不正払戻しへの対応 | 30 |
| (2) 偽造・盗難キャッシュカードによる不正払戻しへの対応 | 30 |
| (3) インターネット・バンキングによる不正払戻しへの対応 | 32 |
| III 犯罪抑止および被害防止に向けての提言 | |
| 1. 銀行業界への提言 | 34 |
| (1) 銀行における犯罪被害の拡大を防止する取組みの推進 | 34 |
| (2) 銀行間の情報連携の強化 | 35 |
| (3) 海外等の最新事例の共有 | 35 |
| (4) 金融経済教育のさらなる推進 | 36 |
| 2. 当局への提言 | 36 |
| (1) 銀行界の取組みの後押し | 36 |
| (2) 広報活動の強化 | 37 |

別表 1 : 被害回復分配金の支払等に関する手続きの流れ

別表 2 : 全銀協における犯罪防止・被害抑止への取組み

はじめに

ある日突然、大切な財産である預金が騙し取られる、あるいは盗取されるといった被害が後を絶たない。自分や自分に身近な人が、オレオレ詐欺等の特殊詐欺により預金が騙し取られる、またはキャッシュカードの偽造やインターネット・バンキングのID・パスワード等の盗取により、預金が不正に引き出される等の犯罪の被害者にならないとは限らない状況である。

平成25年9月末時点のわが国の個人金融資産は約1,600兆円あり、その約50%が預貯金であることから、誰もが安心して金融機関に預金できることが経済の健全な発展のためにも必要である。

本レポートでは、「預金が被害の対象となり、預金に対する信頼を脅かすあるいは脅かすことに繋がる犯罪」を金融犯罪と定義したうえで、ますます手口が複雑化・巧妙化する金融犯罪に関して、これまでに発生した手口や被害状況を確認し、整理するとともに、今後の金融犯罪の抑止および金融犯罪による被害防止に向けた取組みについて提言を行う。

I 金融犯罪の種類と具体的な手口

本章では、現在、被害が発生している金融犯罪の主な手口と被害状況を概観する。

1. 振込み等を指示され、預金を騙し取られる被害

はじめに、被害者に電話をかける等して対面することなく欺もうし、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等を騙し取る犯罪（現金等を脅し取る恐喝も含む。）¹である「特殊詐欺」による被害を取り上げる。

なお、特殊詐欺のうち、①オレオレ詐欺、②架空請求詐欺、③還付金等詐欺、および、④融資保証金詐欺は、総称して「振り込め詐欺」と呼ばれる²。振り込め詐欺は、当初はその名称のとおり、金融機関を通じて犯人の預貯金口座に振り込ませる手口が主流であったが、現在では犯人が現金やキャッシュカードを直接自宅等に取りに来る「受取型」の手口が急増しており、①のオレオレ詐欺については、平成25年の被害のうち、振込型が約2割、現金受取型が約8割となっている³。

振り込め詐欺の被害件数は、平成20年には2万件を超え、被害金額も275億円に上った。こうした被害増加の状況を受け、平成20年、警察庁は、「警察庁振り込め詐欺対策室」を設置するとともに、犯罪者たちが容易に犯行を行うことができない環境をつくるために、官民を問わず社会を挙げて対策を行った。具体的には、警察庁と法務省による「振り込め詐欺撲滅アクションプラン」の策定、同年6月21日の振り込め詐欺救済法施行による、振り込め詐欺に対する世間の認知度の向上、加えて全銀協による積極的な啓発活動および、各金融機関における窓口・ATMコーナー等での声掛け、ATMコーナーでの携帯電話通話自粛の呼びかけ、異常取引・不正口座検知システムの導入等の被害防止のための取組みなどを行った。こうした取組みの成果もあり、平成21年の振り込め詐欺の被害件数・被害金額は大幅に減少した。

しかし、下記(1)で詳述するように、オレオレ詐欺等の振り込め詐欺の被害は近年再び増加している。また、金融商品等取引名目の特殊詐欺の被害も近年急増しており、平成24年の被害件数・被害金額は過去最悪となり、平成25年もそれに次ぐ水準となっている。これらにより、平成25年の特殊詐欺全体の被害総額は過去最悪の486億円に達した。

¹ 警察庁「平成25年版 警察白書」http://www.npa.go.jp/hakusyo/h25/pdf/pdf/07_dai2syo.pdf

² 警察庁「特殊詐欺の認知・検挙状況等について（平成25年1月～12月）」

³ 警察庁WEBサイト http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki31/1_hurikome.htm

このため、警察当局による検挙の徹底、金融機関における声掛けの徹底や、官民一体となった被害防止に関する周知の徹底等、被害防止に向けた関係者の努力が日々行われている。

(1)主な手口と被害発生件数・金額

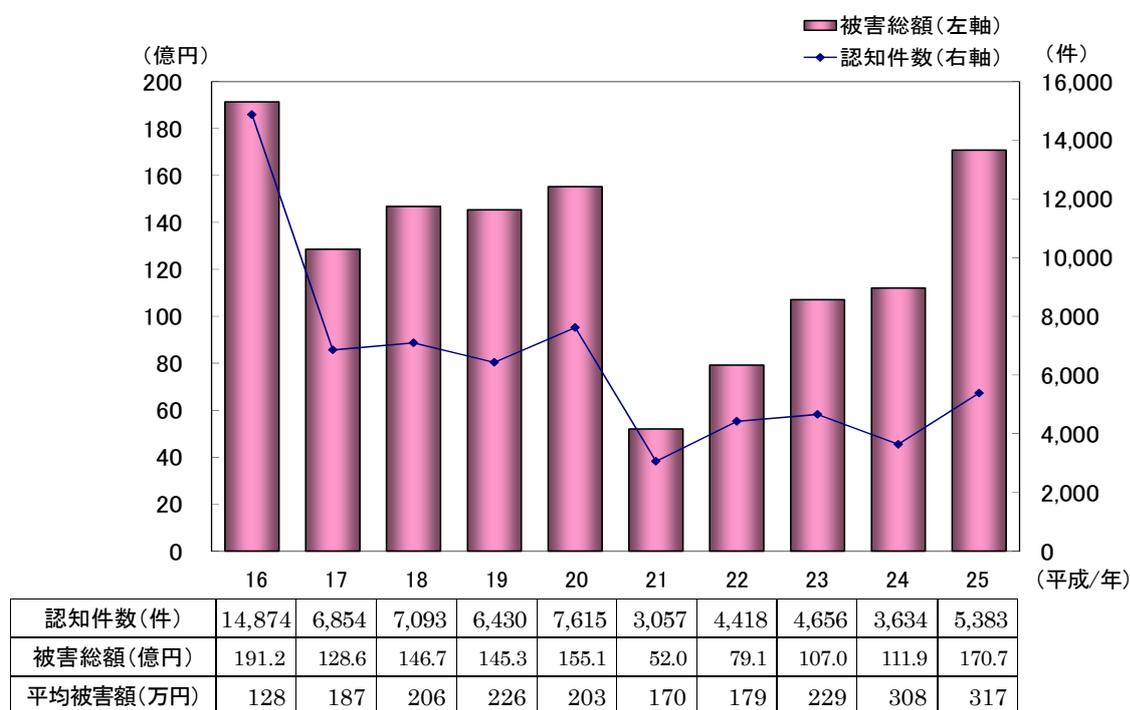
①オレオレ詐欺

「オレオレ詐欺」は、犯人が電話で親族等を装い、会社における横領金の補填金等の様々な名目で資金が至急必要等の架空の話で騙し、資金を振り込ませるあるいは現金の受け渡し等を指示して騙し取るのが手口である。

オレオレ詐欺の被害発生件数・被害総額の推移は、図表1-1である。平成16年に14,874件・191.2億円を記録したが、平成20年における前述の警察庁や全銀協の取組みの効果もあり、平成21年には3,057件・52.0億円にまで減少した。しかし、被害発生件数・被害総額ともに近年増加傾向にあり、平成25年には5,383件・170.7億円となっている。また、平均被害額も近年増加傾向にあり、平成16年には128万円であったが、平成25年には317万円となっている。これは、平成19年1月4日以降、10万円を超える現金送金等を行う際に、金融機関に対し送金人の本人確認等が義務付けられ、ATMにおける現金での10万円を超える振込みが禁止されたことや、各銀行においてATMの1日あたりの利用限度額の初期設定の引下げを行ったことから、オレオレ詐欺被害の約8割がATMによる利用限度額の制限を受けない受取型の手口となっていることが影響していると考えられる。

また、被害者の年齢・性別（図表1-2）を見ると、被害者の96.4%が60歳以上、特に60歳以上の女性が76.1%を占めており、高齢者とりわけ高齢の女性がターゲットとなっている。

図表1—1 オレオレ詐欺の認知件数と被害総額等



(※1) 平成22年以降は実質的な被害総額。実質的な被害総額とは、キャッシュカードを直接受け取る手口のオレオレ詐欺におけるATMからの引出(窃取)額を被害総額に加えた額。

(※2) 被害総額については1千万円未満を切り捨てている。

(出所) 警察庁「特殊詐欺の認知・検挙状況等について(平成25年1月～12月)」をもとに作成

図表1—2 オレオレ詐欺の被害者の年齢・性別構成 (単位:%)

| | 19歳以下 | 20～29歳 | 30～39歳 | 40～49歳 | 50～59歳 | 60～69歳 | 70歳以上 | 合計 |
|---|-------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|------|
| 男 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.1 | 0.3 | 3.0 | 17.3 | 20.7 |
| 女 | 0.0 | 0.1 | 0.2 | 0.2 | 2.7 | 16.5 | 59.6 | 79.3 |

(出所) 警察庁「特殊詐欺の認知・検挙状況等について(平成25年1月～12月)」をもとに作成

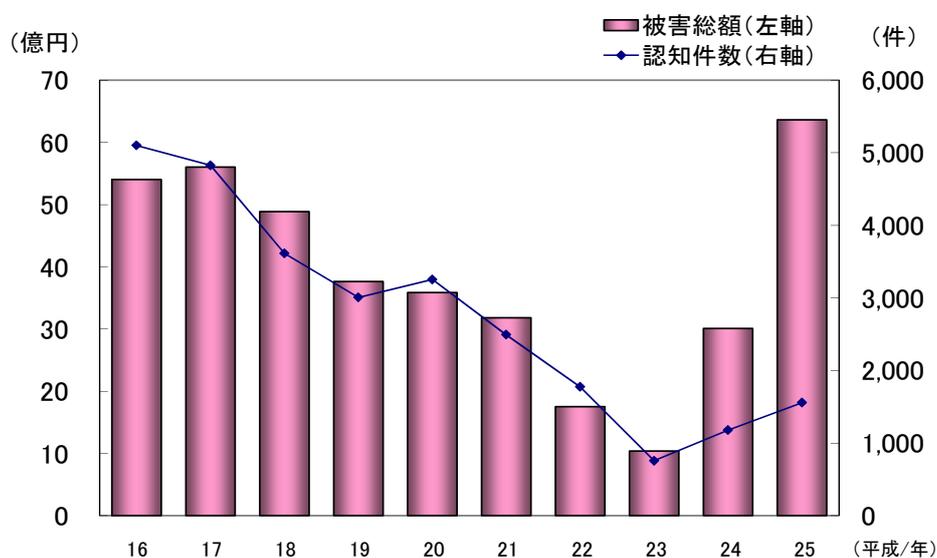
②架空請求詐欺

「架空請求詐欺」は、手紙、電子メールなどを利用し、不特定多数の人に対して、有料サイト利用料等の身に覚えのない料金を請求し、資金を振り込ませる等して騙し取るのが手口である。

架空請求詐欺の被害発生件数・被害総額の推移は、図表 1－3 である。平成16年に5,101件・54.0億円を記録した後、平成23年には756件・10.3億円まで減少したが、平成24年に増加に転じ、平成25年は1,556件・63.6億円となっている。また、平均被害額を見ると、平成23年には137万円であったが、平成24年には255万円、平成25年には408万円と近年大幅に増加している。平成22年までは、有料サイト利用料金名目の手口が全体の半数を超えることが多かったが、平成25年には約3分の1弱まで減少している。警察庁の分類では「その他の名目」による架空請求の割合は平成16年には10%程度であったが、平成25年には40%強となっており、高額な請求を行う手口の多様化が平均被害額の増加につながっていると考えられる。

また、被害者の年齢・性別(図表 1－4)を見ると、70歳以上の女性が26.4%と特に多いものの、男女ともに各年齢層で被害が発生していることから、様々な手口によって幅広い層をターゲットとしていると考えられる。

図表 1—3 架空請求詐欺の認知件数と被害総額等



| | | | | | | | | | | |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|-------|-------|
| 認知件数(件) | 5,101 | 4,826 | 3,614 | 3,007 | 3,253 | 2,493 | 1,774 | 756 | 1,177 | 1,556 |
| 被害総額(億円) | 54.0 | 56.0 | 48.8 | 37.6 | 35.8 | 31.8 | 17.5 | 10.3 | 30.1 | 63.6 |
| 平均被害額(万円) | 105 | 116 | 135 | 125 | 110 | 127 | 98 | 137 | 255 | 408 |

(※) 被害総額については、1千万円未満を切り捨てている。

(出所) 警察庁「特殊詐欺の認知・検挙状況等について(平成25年1月～12月)」をもとに作成

図表 1—4 架空請求詐欺の被害者の年齢・性別構成 (単位:%)

| | 19歳以下 | 20～29歳 | 30～39歳 | 40～49歳 | 50～59歳 | 60～69歳 | 70歳以上 | 合計 |
|---|-------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|------|
| 男 | 0.6 | 5.4 | 4.4 | 4.8 | 6.2 | 6.4 | 9.6 | 37.4 |
| 女 | 0.8 | 7.3 | 7.2 | 6.8 | 5.3 | 9.0 | 26.4 | 62.6 |

(出所) 警察庁「特殊詐欺の認知・検挙状況等について(平成25年1月～12月)」をもとに作成

③還付金等詐欺

「還付金等詐欺」は、犯人が電話で自治体や（旧）社会保険事務所をかたり、医療費の還付等に必要な手続きを装って、被害者をATMに誘導し、操作を指示して実際には資金を振り込ませることにより騙し取るのが手口であり、平成18年6月に初めて認知された。

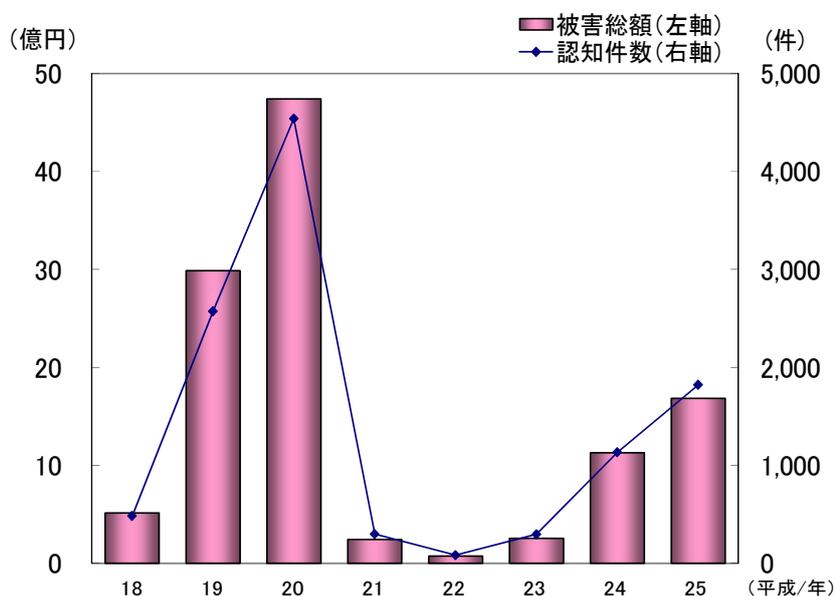
還付金等詐欺の被害発生件数・被害総額の推移は、図表1—5である。社会保険庁（当時）の年金記録問題に乗じて、平成20年に4,539件・47.4億円を記録したが、前述の警察庁や全銀協の取組みの効果もあり、平成21年に299件・2.4億円、平成22年に83件・0.7億円と大幅に減少した。しかし、特定の市役所名を騙る手口や、周囲の人に相談する時間を与えないよう手続きを急かし、利用者への声掛けが徹底されている銀行の窓口や有人店舗内設置ATMを避け、スーパーやコンビニエンスストア等のATMコーナーで操作を行うよう誘導する手口等⁴により、平成23年には再び被害が増加し、平成25年は1,821件・16.8億円となっている。

また、被害者の年齢・性別（図表1—6）を見ると、オレオレ詐欺と同様に60歳以上、とりわけ女性が主なターゲットとなっている。

その他の振り込め詐欺にも該当することであるが、特に還付金等詐欺は、社会保険庁（当時）の年金記録問題等、その時のトピックに合わせて騙しの手口が変わっており、今後は、平成26年4月に消費税率が5%から8%に引き上げられることに合わせた低所得者向けの負担軽減措置である「簡素な給付措置」などを騙る新たな手口の発生が想定され得る。そのため、新たな犯罪に巻き込まれないよう十分な注意喚起等が肝要である。

⁴ 国民生活センター報道発表資料「市役所職員をかたる還付金等詐欺が再び増加！一急かしながら、スーパーやコンビニのATMへと誘導する新たな手口」（平成23年11月1日）
http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20111101_1.html

図表 1—5 還付金等詐欺の認知件数と被害総額等



| | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 |
|-----------|-----|-------|-------|-----|-----|-----|-------|-------|
| 認知件数(件) | 482 | 2,571 | 4,539 | 299 | 83 | 296 | 1,133 | 1,821 |
| 被害総額(億円) | 5.1 | 29.8 | 47.4 | 2.4 | 0.7 | 2.5 | 11.2 | 16.8 |
| 平均被害額(万円) | 106 | 116 | 104 | 81 | 88 | 85 | 99 | 92 |

(※1) 還付金等詐欺は平成18年6月に初めて認知。

(※2) 被害総額については1千万円未満を切り捨てている。

(出所) 警察庁「特殊詐欺の認知・検挙状況等について(平成25年1月～12月)」をもとに作成

図表 1—6 還付金等詐欺の被害者の年齢・性別構成 (単位:%)

| | 19歳以下 | 20～29歳 | 30～39歳 | 40～49歳 | 50～59歳 | 60～69歳 | 70歳以上 | 合計 |
|---|-------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|------|
| 男 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.3 | 3.1 | 19.4 | 22.8 |
| 女 | 0.0 | 0.1 | 0.1 | 0.7 | 2.3 | 19.3 | 54.8 | 77.2 |

(出所) 警察庁「特殊詐欺の認知・検挙状況等について(平成25年1月～12月)」をもとに作成

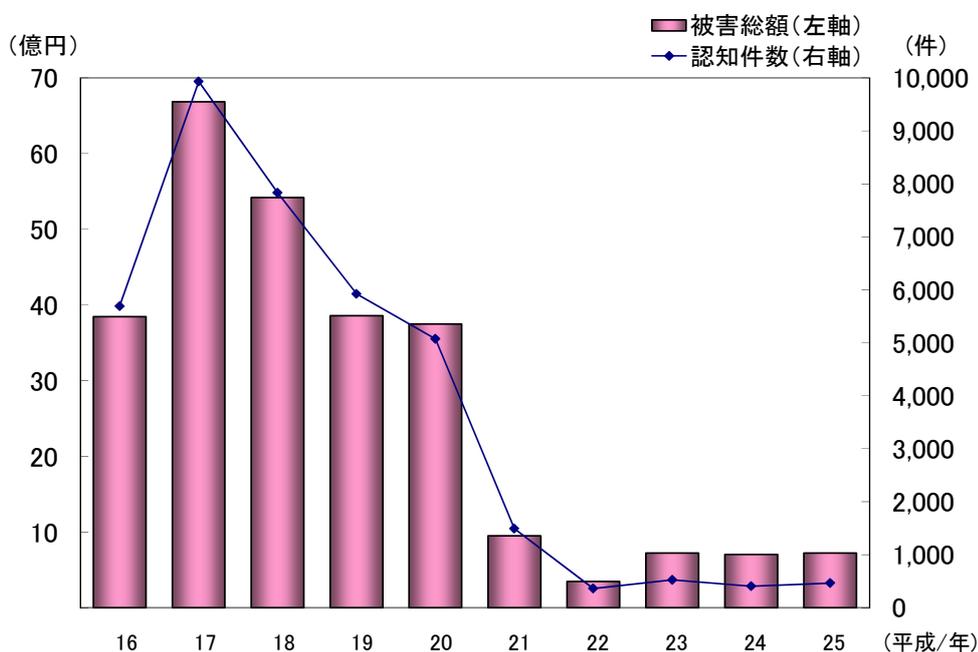
④融資保証金詐欺

「融資保証金詐欺」は、金融機関やその関連会社等を装って、実際には融資しないにも関わらず、融資する旨のダイレクトメールや電子メールを送付し、連絡してきた者に、保証金などの名目で資金を振り込ませる等して騙し取るのが手口である。

融資保証金詐欺の被害発生件数・被害総額の推移は、図表1－7である。平成17年に9,932件・66.8億円を記録した後、平成22年には362件・3.4億円まで減少した。この背景としては、平成21年9月に金融庁から「中小企業等に対する金融円滑化のための総合的なパッケージについて」が公表され、また、同年12月の「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」（中小企業金融円滑化法）の施行が影響したと考えられる。なお、中小企業金融円滑化法は平成25年3月末で期限が到来したが、その後も金融機関の役割や当局の検査・監督の対応が引き続き維持されていることに加え、景気が上向いていることもあり、平成25年も463件・7.2億円と被害が抑えられている。なお、被害発生件数が減少する一方で、近年は平均被害額が増加しており、平成17年は67万円であったのに対して、平成25年には155万円になっている。

また、被害者の年齢・性別（図表1－8）を見ると、20歳以上の各年齢層で被害が発生しているが、個人事業主や中小企業経営者が多いと思われる40歳以上の男性層の被害が多くなっている。

図表 1—7 融資保証金詐欺の認知件数と被害総額等



| | | | | | | | | | | |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|-----|-----|-----|
| 認知件数(件) | 5,692 | 9,932 | 7,831 | 5,922 | 5,074 | 1,491 | 362 | 525 | 404 | 463 |
| 被害総額(億円) | 38.4 | 66.8 | 54.1 | 38.5 | 37.4 | 9.4 | 3.4 | 7.2 | 7.0 | 7.2 |
| 平均被害(万円) | 67 | 67 | 69 | 65 | 73 | 63 | 95 | 137 | 174 | 155 |

(※) 被害総額については、1千万円未満を切り捨てている。

(出所) 警察庁「特殊詐欺の認知・検挙状況等について(平成25年1月～12月)」をもとに作成

図表 1—8 融資保証金詐欺の被害者の年齢・性別構成 (単位:%)

| | 19歳以下 | 20～29歳 | 30～39歳 | 40～49歳 | 50～59歳 | 60～69歳 | 70歳以上 | 合計 |
|---|-------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|------|
| 男 | 0.0 | 7.5 | 9.7 | 13.1 | 13.1 | 18.4 | 10.2 | 72.1 |
| 女 | 0.2 | 5.1 | 7.0 | 5.3 | 4.6 | 2.9 | 2.7 | 27.9 |

(出所) 警察庁「特殊詐欺の認知・検挙状況等について(平成25年1月～12月)」をもとに作成

⑤金融商品等取引名目の特殊詐欺

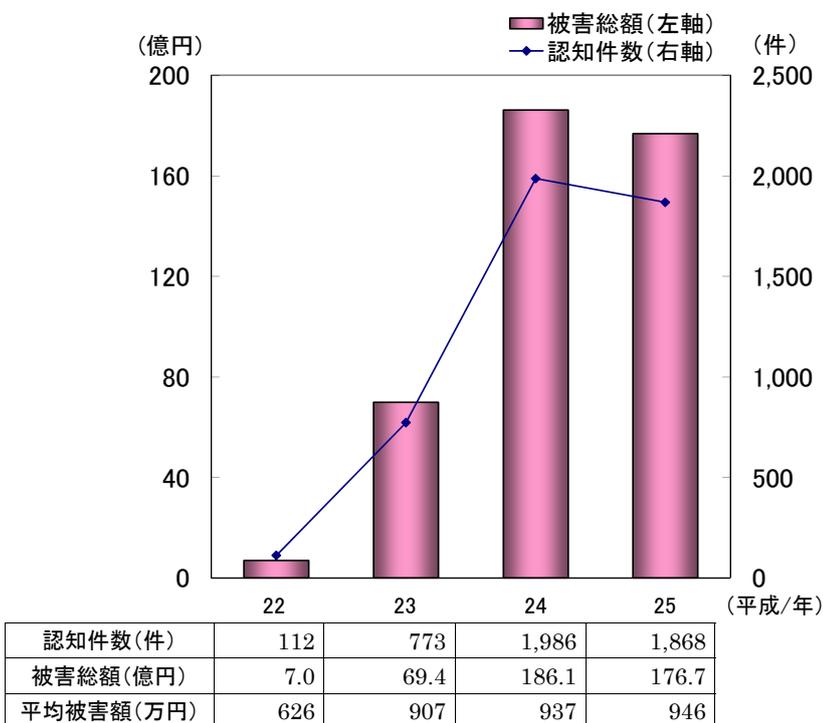
上記①～④の振り込め詐欺の4類型のほか、「金融商品等取引名目の特殊詐欺」被害も後を絶たない。その手口は、電話やダイレクトメールなどを利用して、ファンド、未公開株・社債、外国通貨といった金融商品等の取引について、必ず儲かる等の虚偽の情報を提供して勧誘し、金銭を騙し取るものである。特に、未公開株は上場された場合、新規上場後の初値が公募・売出価格を大きく上回ることが多いことから、人気が高く、このような未公開株人気を背景に、有名企業の関係会社を連想させるパンフレットを作成し、その企業の株の上場が間近と誤認させたり、絶対に儲かると言って上場予定のない企業の株を売りつけたりするなどの悪質なケースが増加している。

金融商品等取引名目の特殊詐欺の被害発生件数・被害総額の推移は、図表1—9である。被害発生件数・被害総額は平成24年に急増し1,986件・186.1億円となり、平成25年も1,868件・176.7億円と前年に次ぐ水準となっている。また、平均被害額は900万円を超え、他の特殊詐欺と比較しても大きい。平成22年1月19日に、消費者庁では、警察庁、金融庁および経済産業省を構成メンバーとする「新たな手口による詐欺的商法に関する対策チーム」を立ち上げ、「新たな手口による詐欺的商法への対応策について」（「新たな手口による詐欺的商法に関する対策チーム」の中間取りまとめ）を取りまとめ、「情報集約から取締までを一貫的かつ迅速に行う体制の構築」、「関係者の連携・協力による注意喚起・普及啓発などの施策を実施」等を掲げ、その対応を取っているものの、被害は増加傾向にある。

また、近時は、資金を振り込ませるのみでなく、被害者の自宅を訪問して直接に現金を受け取るものや、郵便（レターパック）や宅配便で現金を送るよう指示する等、振り込め詐欺と同様、詐欺の手段が多様化している⁵。

⁵ 日本証券業協会「未公開株通報専用コールセンター」通報状況（平成25年11月）について」
http://www.jsda.or.jp/sonaeru/inv_alerts/alerts01/mikoukai/files/20131217_mikoukai.pdf

図表 1—9 金融商品等取引名目の特殊詐欺の認知件数と被害額等



(※1) 被害総額については、1千万円未満を切り捨てている。

(※2) 平成22年については、2月からの集計値。

(出所) 警察庁「特殊詐欺の認知・検挙状況等について(平成25年1月～12月)」をもとに作成

図表 1—10 金融商品等取引名目の特殊詐欺の被害者の年齢・性別構成(単位:%)

| | 19歳以下 | 20～29歳 | 30～39歳 | 40～49歳 | 50～59歳 | 60～69歳 | 70歳以上 | 合計 |
|---|-------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|------|
| 男 | 0.0 | 0.1 | 0.5 | 0.4 | 1.8 | 7.2 | 21.3 | 31.3 |
| 女 | 0.0 | 0.1 | 0.2 | 0.6 | 3.9 | 15.0 | 49.0 | 68.7 |

(出所) 警察庁「特殊詐欺の認知・検挙状況等について(平成25年1月～12月)」をもとに作成

(2) 補償に関する法律・規定

○犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律(振り込め詐欺救済法)

本法律は、預金口座等への振込みを利用して行われた詐欺等の犯罪行為により被害を受けた者に対する被害回復分配金の支払等のため、預金等に係る債権の消滅手続および被害回復分配金の支払手続等を定め、もって当該犯罪行為により被害を受けた者の財産的被害の迅速な回復等に資することを目的⁶とし、平成20年6月21日に施行された。

なお、本法律は「振り込め詐欺救済法」と呼ばれているが、法律が適用され

⁶ 法第1条

る「振込利用犯罪行為」⁷は、必ずしも振り込め詐欺に限るものではなく、横領やヤミ金融、マルチ商法等の犯罪で、振込みが利用されたものも対象となっている。

a. 法律の内容⁸

本法律の被害回復分配金の支払手続きは、以下(a)~(c)のとおりとなっている（別表1にフロー図を掲載）。また、その他関連事項は(d)、(e)のとおりとなっている。

[支払い手続き]

(a) 口座の取引の停止

金融機関は、犯罪利用預金口座等である疑いがあると認める預金口座等について、取引の停止の措置を適切に講ずる。

(b) 預金等に係る債権の消滅手続（失権手続）

金融機関は、犯罪利用預金口座等であると疑うに足りる相当な理由があると認める預金口座について、預金保険機構に対し、預金等に係る債権の消滅手続の開始に係る公告を求めなければならない。預金保険機構は、公告の求めがあったときは、遅滞なく公告しなければならない。

(c) 被害回復分配金の支払い手続

金融機関は、消滅した預金等に係る債権の額の金銭を原資として、対象被害者に対し、被害回復分配金を支払わなければならない。次に、金融機関は、預金等に係る債権が消滅したときは、預金保険機構に対し、被害回復分配金の支払い手続の開始に係る公告を求めなければならない。預金保険機構は公告の求めがあったときは、遅滞なく公告しなければならない。そして、金融機関は、被害回復分配金の支払いの申請があった場合において、支払該当者決定を行ったときは、遅滞なく、支払該当者の決定を受けたものに対し、被害額により案分した額の被害回復分配金を支払わなければならない。

[その他関連事項]

(d) 被害回復分配金の支払いまでの間に生じた事項に関する対応

被害回復分配金の支払いまでの間に生じた事項については様々な規定が定められている。例えば、犯罪利用預金口座等でないことについて相当な理由があると認められる場合における支払いの請求について、所要の規定が整備されている。なお、失権した預金口座等の名義人からやむを得ない

⁷ 法第2条3項では「詐欺その他の人の財産を害する罪の犯罪行為であって、財産を得る方法としてその被害を受けた者からの預金口座等への振込みが利用されたもの」と定義される。

⁸ 以下の法律の内容および法律の成立の経緯に関する記載は、168・参・財政金融委員会・7号平成19年12月13日原田義昭衆議院議員発言および金融法務事情 No.1801 2007.4.25、No.1837 2008.6.15（柴山昌彦衆議院議員）をもとに作成。

事情等により権利行使の届出を行うことができなかつたこと等を理由とする支払い請求があり、当該口座が犯罪利用預金口座等でないことにつき相当の理由がある者と認めて支払を行った金融機関は、預金等債権に係る消滅手続の実施に関し過失がないことについて相当な理由があると認められるときは、預金保険機構に対し、支払いを請求することができる。

(e) 預金保険機構による被害回復分配金に関する公表

預金保険機構は、毎年少なくとも1回、消滅預金等債権に関する事項、被害回復分配金の支払いの実施の状況等に関する事項を公表する。

b. 法律の成立の経緯

法案が提出された当時、インターネットオークションなど、金融機関への振込みを利用する犯罪が多様化していた。その結果、口座不正利用による犯罪の被害金額自体は200億円と言われる一方、振り込め詐欺などの被害金の返還は金融実務において法律上の問題を多く含んでいたことから、口座不正利用を原因とした凍結口座や別段預金に滞留している金額は合計で70億円を超えと言われる、振り込め詐欺の発生およびその被害金の返還に関する対応について問題が深刻化していた。

振り込め詐欺救済法の成立以前は、被害金返還に際しての分配ルールが金融機関によって区々である等の状況にあった。また、被害者による法的解決は、これらの犯罪に暴力団等の組織が関与している場合が少なくなく、口座名義人に対する訴訟提起が期待できないこと、被害の大半が少額であることを考えると、煩雑でコストがかかる司法手続きが取られることはきわめてまれであるといった問題があった。

そのような状況を踏まえ、自民党において検討が行われ、議員立法として法案が提出され、平成19年12月14日に成立し、翌20年6月21日に施行された。

なお、振り込め詐欺救済法とは別に、詐欺、出資法違反といった、いわゆる財産犯等の犯罪行為により犯人が得た犯罪収益を没収、追徴し、その財産等を被害回復給付金の支給に充てる「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律」および「犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律」（被害回復給付金支給制度）⁹があり、振り込め詐欺救済法と併せて被害者の被害回復に活用されている。

⁹ 平成18年2月24日、第164回国会に提出され、審議の結果同年6月13日に可決、成立し、同年12月1日に施行された。

2. 不正な手段で預金を引出される等の被害

次に、不正な手段で預金者の知らない間に預金口座等からの引出しまたは資金の移動が行われる被害を取り上げる。

(1) 主な手口と被害発生件数・金額

① インターネット・バンキングによる不正払戻し

「インターネット・バンキングによる不正払戻し」の手口は、犯人がインターネット・バンキング利用者のIDやパスワード等の認証情報を盗取し、盗取した認証情報を利用して、預金者本人の預金口座等から資金を移動させるものである。

犯人がID等を盗取する方法は、これまで「スパイウェア」によってキーボードの入力情報を盗み取ったり、金融機関を装った電子メールで「フィッシングサイト」に誘導するなど、固定式のID・パスワードを盗取しようとする手口が主であった。そのため、銀行では1回の入力ですべての認証情報が盗取されることがないように、重要な取引においては可変式のパスワードの入力を求めるなどにより、不正利用の発生防止に努めてきた。しかし、最近では、それら手口に加えて、取引先金融機関の正規画面を装ったニセの画面を表示させて、そこに乱数表や合言葉などの一部または全部を入力させることによって本人認証情報を盗み取る手口等、これまでの銀行の対策では対応できない手口が確認されている。平成25年に発生した主な手口の概要には下記a、bの2パターンがある。なお、以下の手口は、複数の銀行が被害顧客へのヒアリングにより得た情報から推測された手口を全銀協で取りまとめたものであることに留意いただきたい。

a. スパイウェアを利用して盗取する手口

キーボードの入力操作などを記録して、犯人側の管理するコンピュータに転送するソフトウェア（スパイウェア）を使って、インターネット・バンキング利用者のIDやパスワード等の認証情報を盗取し、同情報を元にインターネット・バンキングにログインして、預金口座等から資金を移動させる。

近年のスパイウェアは、オーソドックスな機能に加えて、設定ファイルによって比較的容易に機能の拡張・変更を行うことができるという特徴を持つ。そのため、犯人は、C&C (command and control) サーバー経由で、スパイウェアに感染させた端末に対して情報盗取等の指令 (command) を送ったり、機能の拡張といった制御 (control) をしたりといった働きかけを行っていると考えられる。

インターネット・バンキング利用者を狙うスパイウェアはバンキングマルウェアとも呼ばれ、設定ファイルによって標的とする銀行のURLを予め設定していることがある。スパイウェアに感染した利用者のPCがそのURLに

アクセスした場合などに、認証情報等の各種情報を盗取していると考えられる。また、ニセの入力欄を表示させる機能は、インターネット・バンキングサイトのhtmlを改ざんする機能も持つことを示唆しており、実際に、ログイン画面に表示されるはずの銀行の注意喚起文言がスパイウェアによって非表示とされる事例も発生している模様である。

これらの機能は上述のように設定ファイルをC&Cサーバー経由で更新することで、拡張・変更が可能であり、利用者のPCを新たなスパイウェアに感染させなくても標的とする銀行を追加することや、銀行側のセキュリティ対策変更に応じて犯人が手口等を変更することも可能と考えられる。

平成25年に入ってから被害が急増しているスパイウェアは、利用者のPCにインストールされたJava（実行環境）の脆弱性を突いて、利用者がインターネット・バンキング以外のウェブサイトを開覧したときに感染していると推測されている。

このように、スパイウェアに感染した端末は、そこで閲覧・入力したあらゆる情報を盗取されるリスクがあり、電子メールにより1回限り有効なパスワードを送付する認証方式についても、その送付先について留意する必要がある。

b. フィッシングサイトを利用して盗取する手口

金融機関を装ったニセのメールを不特定多数に送りつけ、「システムに対するアップグレードを行いました。お客様の利用への支障がないか確認するために、アカウントの確認を行ってください」、「アカウントが凍結されないように直ちにご登録のうえご確認ください」、「アカウントがロックされないように定期的にチェックしてください」など不安を煽るような内容の文面で顧客をニセのホームページ等へ誘導し、誘導先のホームページ等で、口座番号やインターネット・バンキングのIDやパスワード等を入力させ、その際に得たこれらの情報を利用し、インターネット・バンキングにログインして、預金口座等から資金を移動させる。

かつて、フィッシングサイトに誘導するニセのメールの文面は英文のものや、日本語であってもその文章構成や用語が拙いものが大半であった。しかし、近年は、一部直訳であるかのような違和感を覚える表現が含まれるものの、より流暢な日本語となっているものが増えている。また、利用者の不安を煽りニセのホームページ等に誘導するための文言がある程度定型化している傾向が見られる。ニセのホームページの作りも正規の画面に近いものが増えており、犯人側が被害の発生状況や銀行の対応も睨みつつ手口を巧妙化させている模様である。

また、これら2つの手口のほか、海外で発生しているMITB（マン・イン・ザ・ブラウザ）と呼ばれる攻撃手口等を踏まえると、今後、スパイウェアが以下のようなかたちで機能することが懸念される。

c. 通信の乗っ取り

利用者－銀行間の通信を乗っ取り、利用者になりすまして情報盗取や不正な取引を実施する。

d. 取引情報の書換え

利用者本人が送金取引を実施したときに、その送金先等の取引情報を書き換える。

e. 利用者のPCの乗っ取り

利用者のPCを完全に乗っ取り、遠隔地から操作する。

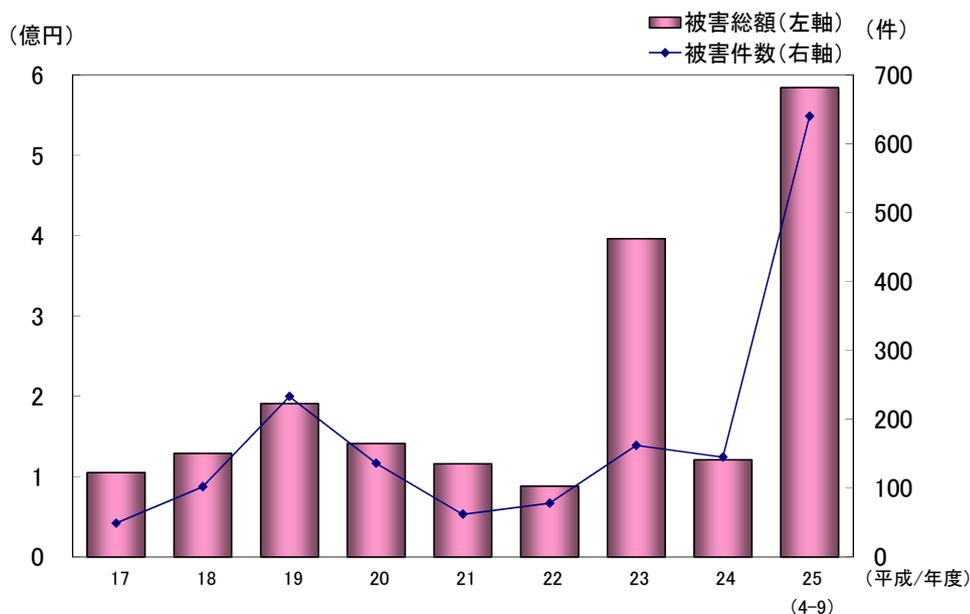
インターネット・バンキングによる不正払戻しの被害発生件数・被害総額の推移は、図表1－11である。平成19年度に233件・1.9億円を記録した後、平成21年度には全銀協申し合わせによる補償（(2)②参照）とともに各銀行がセキュリティ対策を強化したことの効果等もあり、62件・1.1億円まで減少したが、その後IDやパスワード等の盗取による被害が増加に転じ、平成23年度に162件・3.9億円になった。また平成25年度は、マルウェアによって固定式のID・パスワードのみならず乱数表やメール通知パスワード等の可変式パスワードも盗み取る手口等による被害が増加したことも影響し、4～9月で640件・5.8億円、また、警察庁の発表では平成25年の1年間で1,315件・14億円となり、被害件数・被害総額ともに過去最悪となっている。

盗難通帳、盗難・偽造キャッシュカードという従来型の取引場面において発生する不正払戻しと比較して、インターネット・バンキングによる不正払戻しは、非対面・国境を容易に越えるといったインターネットの特性を考慮する必要がある。IDやパスワード等を盗取することさえできれば、海外からでも比較的容易に多額の預金を騙し取ることが可能であり、また、そのことによって当局による捜査が及びづらい犯罪となっている。インターネットを介した取引の急速な拡大と共に新たな手口が次々に発生するだけでなく、前述したように、フィッシングサイトへ誘導するニセのメールに流暢な日本語が使われるなど、従来からの騙しの手口も巧妙化していることが、被害の増加要因となっている。

インターネット・バンキングは、金融機関に赴くことなくかつ時間にも縛られずに振込み等のサービスを楽しむことができる便利なサービスである。一方で新たな手口の発生により預金等不正払戻し等の被害が増加している事実がある。現在においては、数多くの金融機関がインターネット・バンキングを提供し、資金決済に留まらず資産運用取引などのサービスも広く行われており、金融

機関にとってインターネット・バンキングは主要な取引手段の一つとなっている。セキュリティ対策の強化によって利便性が損なわれることへの懸念もあるところであるが、かかる状況を踏まえ、金融機関は、インターネット・バンキングによる預金等の不正な払戻しが、預金の安全性を脅かし、銀行業の要である「お客さまからの信頼」を根幹から揺るがしかねない重大な問題であると認識し、全銀協の申し合わせ（第Ⅱ章2.(3)参照）を踏まえて適切なセキュリティ対策を講じることが必要である。また、これとあわせ、顧客におけるセキュリティ対策実施の重要性について、理解を求める必要がある。このためには、顧客に対するさらなるセキュリティ意識向上のための啓発活動が求められることは言うまでもない。

図表1—11 インターネット・バンキングによる預金等不正払戻しの状況



| | | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 |
|-------------|----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 被害件数(件) | | 49 | 102 | 233 | 136 | 62 | 78 | 162 | 145 | 640 |
| 被害総額(億円)(※) | | 1.0 | 1.2 | 1.9 | 1.4 | 1.1 | 0.8 | 3.9 | 1.2 | 5.8 |
| 平均被害額(万円) | | 214 | 127 | 81 | 104 | 187 | 113 | 244 | 84 | 91 |
| 補償状況(件) | 処理方針決定済計 | 49 | 98 | 211 | 69 | 48 | 52 | 154 | 141 | 420 |
| | 補償 | 38 | 69 | 186 | 38 | 16 | 29 | 106 | 101 | 372 |
| | 補償しない | 11 | 29 | 25 | 31 | 32 | 23 | 48 | 40 | 48 |
| | 調査・検討中等 | - | 4 | 22 | 67 | 14 | 26 | 8 | 4 | 220 |

(※1) 被害総額については、1千万円未満を切り捨てている。

(※2) 平成25年度については、4～9月の数値。

(出所) 金融庁「インターネット・バンキングによる預金等不正払戻し(被害発生状況・補償状況)」をもとに作成

②偽造キャッシュカードによる不正払戻し

「偽造キャッシュカードによる不正払戻し」の手口は、キャッシュカードの磁気ストライプ上のデータを盗み（スキミング）、盗んだ磁気ストライプ上のデータをもとにキャッシュカードを偽造するとともに、何らかの方法で暗証番号を盗み、偽造したキャッシュカードで現金を引き出すものである。

偽造キャッシュカードによる不正払戻しの被害発生件数・被害総額の推移は、図表1—12である。平成17年度に911件・9.8億円を記録した後、平成22年度には273件・2.4億円にまで減少した。しかし、一部銀行においてATMにスキミング装置が取り付けられ、海外ATMを通じて預金が不正に払戻しされる手口の犯罪や、ゴルフ場の暗証番号式のロッカー等から不正に取り出したキャッシュカードのスキミングの手口の犯罪が発生したこと等の影響もあり、平成24年度は885件・6.8億円となった。

昨今発生したスキミングの具体的な手口としては、下記a、bがある。なお、偽造キャッシュカードによる不正払戻しの場合、キャッシュカード自体は被害者の手元にあることから、預金が不正に払戻しされたことを確認するまで、被害者が被害に遭ったことに気づきにくいものとなっている。

a. ATMのカード挿入口にスキミング装置を取り付ける手口

ATMのカード挿入口にスキミング装置を取り付け、キャッシュカードなどの磁気ストライプ上のデータをスキミングするとともに、ATMの付近に設置した小型カメラにより預金者が入力した暗証番号を不正に取得し、偽造したキャッシュカードを利用して海外のATMから預金を不正に払い戻す。

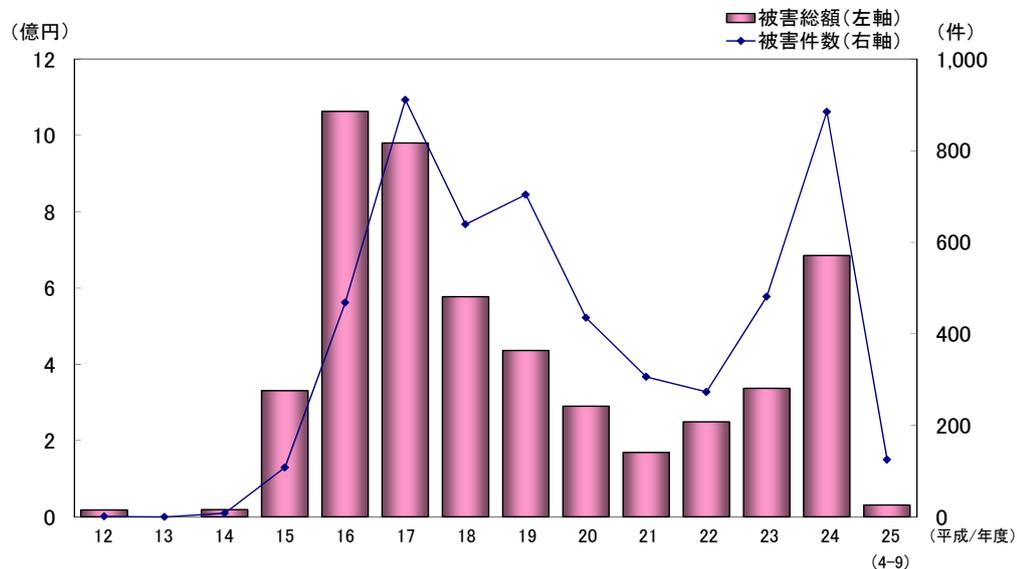
b. 暗証番号式のロッカー等からキャッシュカードを抜き取り偽造する手口

ゴルフ場等の暗証番号式のロッカーやセキュリティボックスの利用者が暗証番号を入力する際に、背後から覗き見したり、小型カメラで盗撮して入手したロッカー等の暗証番号を使って、被害者が気付かないうちにロッカー等を開けてスキミング装置でキャッシュカードの磁気ストライプ上のデータをスキミングする。キャッシュカードの暗証番号は、ロッカー等の暗証番号と同一にしている場合、その後、偽造したキャッシュカードとロッカーの暗証番号を利用して、預金を不正に払い戻す。

偽造キャッシュカードによる不正払戻しの発生の傾向としては、多数のデータをスキミングし、そのデータを利用することにより不正な払戻しを行うため、一時期に被害が発生する（偏る）傾向がある。こうしたことから、セキュリティボックス等の暗証番号はキャッシュカードの暗証番号とは異なる番号にするなど、顧客側も一定の注意を払うよう引き続き求めるとともに、金融機関側もスキミングが困難なICキャッシュカードの普及に取り組む必要

があると考えられる。

図表1—12 偽造キャッシュカードによる預金等不正払戻しの状況



| | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|----------|---|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 被害件数(件) | 1 | - | 8 | 108 | 468 | 911 | 639 | 704 | 435 | 306 | 273 | 481 | 885 | 125 | |
| 被害総額(億円)(※) | 0.1 | - | 0.1 | 3.3 | 10.6 | 9.8 | 5.7 | 4.3 | 2.9 | 1.6 | 2.4 | 3.3 | 6.8 | 3.1 | |
| 平均被害額(万円) | 1,857 | - | 245 | 307 | 227 | 107 | 90 | 61 | 66 | 55 | 91 | 70 | 77 | 25 | |
| 補償状況(件) | 処理方針決定済計 | 1 | - | 7 | 107 | 465 | 909 | 622 | 679 | 425 | 291 | 260 | 479 | 862 | 95 |
| | 補償 | 1 | - | 6 | 101 | 440 | 888 | 602 | 655 | 413 | 273 | 243 | 457 | 825 | 90 |
| | 補償しない | - | - | 1 | 6 | 25 | 21 | 20 | 24 | 12 | 18 | 17 | 22 | 37 | 5 |
| | 調査・検討中等 | - | - | 1 | 1 | 3 | 2 | 17 | 25 | 10 | 15 | 13 | 2 | 23 | 30 |

(※1) 被害総額については、1千万円未満を切り捨てている。

(※2) 平成25年度については、4～9月の数値。

(出所) 金融庁「偽造キャッシュカードによる預金等不正払戻し(被害発生状況・補償状況)」をもとに作成

③盗難キャッシュカードによる不正払戻し

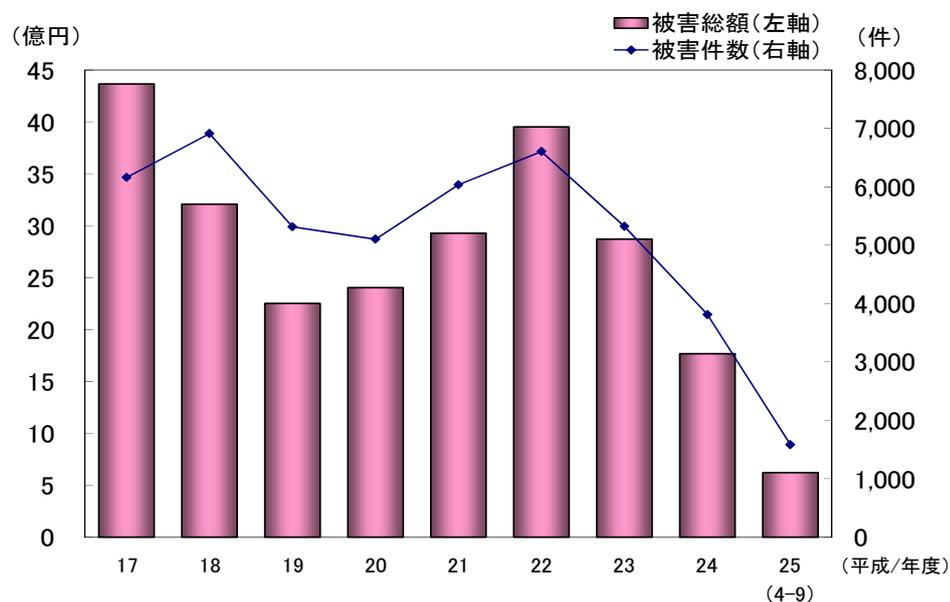
「盗難キャッシュカードによる不正払戻し」の手口は、空き巣や車上荒らし、置き引き、スリ、ひったくりなどの犯行時に、キャッシュカードを盗み、キャッシュカードと併せて盗んだ物品から暗証番号を推測する等により、ATMから預金を引き出すものである。

盗難キャッシュカードによる不正払戻しの被害発生件数・被害総額の推移は、図表1—13である。平成17年度から平成23年度まで年間5,000～6,000件台・20～40億円台であったが、平成24年度には3,838件・17.6億円にまで減少した。被害発生件数の減少の背景には、暗証番号に第三者に推測されやすい番号を使わない等の金融機関による呼びかけの成果もあると考えられる。

現在は、預金者保護法（(2)①参照）の適用もあるため、被害に遭った顧客に対して一定の補償がなされているが、被害に遭った場合に即時に補償されるのではなく、補償に際しては一定の時間を要すること等を金融機関が顧客に対して併せて周知し、被害拡大の防止を図る必要がある。

また、平成21～23年に75%または一部補償の割合が増加したのは、昏睡強盗（強盗が被害者を酔わせて暗証番号を聞き出す）等、被害者の過失となるケースが増加したことが一因と考えられる。

図表1—13 盗難キャッシュカードによる預金等不正払戻しの状況



| 被害件数(件) | | 6,158 | 6,913 | 5,313 | 5,102 | 6,037 | 6,604 | 5,325 | 3,838 | 1,580 |
|-------------|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 被害総額(億円)(※) | | 43.6 | 32.0 | 22.5 | 24.0 | 29.2 | 39.5 | 28.7 | 17.6 | 6.2 |
| 平均被害額(万円) | | 70 | 46 | 42 | 47 | 48 | 59 | 53 | 46 | 39 |
| 補償状況 | 処理方針決定済計 | 6,141 | 6,883 | 5,311 | 5,097 | 6,023 | 6,585 | 5,277 | 3,735 | 1,155 |
| | 補償 全額 | 3,297 | 3,335 | 2,127 | 1,811 | 1,773 | 1,653 | 1,210 | 775 | 167 |
| | 補償 75%又は一部 | 799 | 968 | 852 | 907 | 1,514 | 2,081 | 1,447 | 825 | 183 |
| | 補償しない | 2,045 | 2,580 | 2,332 | 2,379 | 2,736 | 2,851 | 2,620 | 2,135 | 805 |
| (件) 調査・検討中等 | 17 | 30 | 2 | 5 | 14 | 19 | 48 | 103 | 425 | |

- (※1) 被害総額については、1千万円未満を切り捨てている。
- (※2) 平成25年度については、4～9月の数値。
- (出所) 金融庁「盗難キャッシュカードによる預金等不正払戻し(被害発生状況・補償状況)」をもとに作成

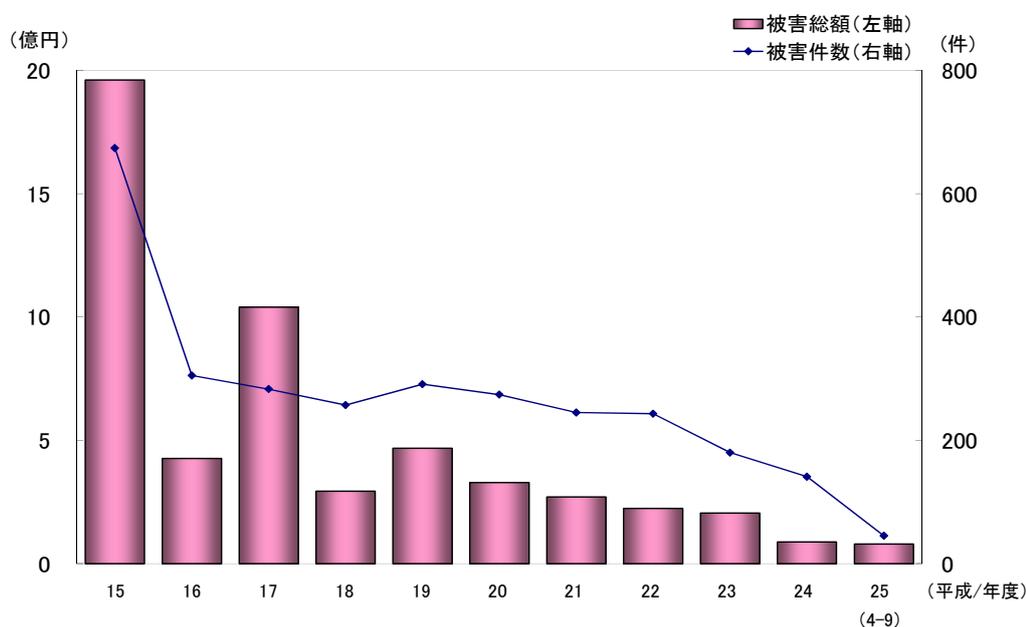
④盗難通帳による不正払戻し

「盗難通帳による不正払戻し」の手口は、空き巣や車上荒らし、置き引き、スリ、ひったくりなどの犯行時に、通帳と印鑑を一緒に盗み、被害者の預金口座等から現金を引き出すものである。

盗難通帳による不正払戻しの被害発生件数・被害総額の推移は、図表 1—14である。平成15年度以前の統計はなく、それ以前の正確な被害発生件数等は不明であるが、平成15年度に674件・19.6億円を記録して以降減少傾向にあり、平成25年度は45件・0.7億円となっている。

かつては、通帳が盗取されることにより、通帳の副印鑑の印影から印鑑が偽造され、窓口で本人以外の第三者により引き出される被害が中心であったが、金融機関の窓口における本人確認の強化、副印鑑制度の廃止や印影偽造防止シールの貼付等の金融機関による対策が功を奏し、同種の手口による被害は大幅に減少している。なお、現在でも盗難通帳による不正払戻しの被害が存在しているが、これは銀行取引印と通帳が同時に盗取されることによる被害が大半であると推察される。

図表 1—14 盗難通帳による預金等不正払戻しの状況



| | | | | | | | | | | | |
|-------------|----------|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 被害発生件数(件) | 674 | 305 | 283 | 257 | 291 | 274 | 245 | 243 | 180 | 141 | 45 |
| 被害総額(億円)(※) | 19.6 | 4.2 | 10.4 | 2.9 | 4.6 | 3.2 | 2.7 | 2.2 | 2.0 | 0.8 | 0.7 |
| 平均被害額(万円) | 290 | 139 | 367 | 114 | 160 | 120 | 110 | 92 | 114 | 62 | 176 |
| 補償状況 | 処理方針決定済計 | 673 | 305 | 283 | 218 | 221 | 262 | 227 | 233 | 174 | 127 |
| | 補償 | 165 | 60 | 64 | 60 | 115 | 148 | 107 | 130 | 107 | 82 |
| | 補償しない | 508 | 245 | 219 | 158 | 106 | 114 | 120 | 103 | 67 | 45 |
| 調査・検討中等 | 1 | - | - | 39 | 70 | 12 | 18 | 10 | 6 | 14 | 18 |

(※1) 被害総額については、1千万円未満を切り捨てている。

(※2) 平成25年度については、4～9月の数値。

(出所) 金融庁「盗難通帳による預金等不正払戻し(被害発生状況・補償状況)」をもとに作成

(2)補償に関する法律・規定

①偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律(預金者保護法)

本法律はキャッシュカードが偽造もしくは盗取され、預金等が引き出された場合に、預金者に重大な過失がない限り、その損害を金融機関が負担し、預金者が負担を負うことはないとし、平成18年2月10日から施行された。

なお、預金の払い戻しは民法第478条の規定¹⁰により、偽造もしくは盗取されたキャッシュカードによるものでも、その払戻しは善意で真正な取引とされていることから、預金者保護法は、民法第478条の特例として制定された。また、「金融機関の窓口における不正な預貯金の払戻しについては、速やかに、その防止策及び預貯金者の保護の在り方を検討し必要な措置を講ずること。」、

¹⁰「債権の準占有者に対してした弁済は、その弁済をした者が善意であり、かつ、過失がなかったときに限り、その効力を有する。」

「インターネットバンキングに係る犯罪等については、速やかに、その実態の把握に努めその防止策及び預貯金者等の保護の在り方を検討し必要な措置を講ずること。」等の附帯決議がなされている。

a. 法律の内容¹¹

(a)金融機関による補償

偽造・盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等により預金者に生じた損害を、原則として金融機関が補償することを義務付けている。偽造カード等を用いて行われる不正な払戻し等による預金者の損害については、預金者に重大な過失がない限り、金融機関がその損害の全額を負担することとなっている。また、盗難カード等を用いて行われた払戻し等については、預金者に重大な過失がある場合を除き、原則として金融機関がその損害の全額を補てんするが、預金者に重大な過失以外の過失があることが金融機関により証明された場合には、損害の4分の3を補てんすることとなっている。

図表 1—15 補償内容の概要

| | 預金者の過失の程度 | | |
|-------|-----------|-------|------|
| | 偽造カード | 無過失 | |
| | 100%補償 | | 0%補償 |
| 盗難カード | 無過失 | 軽過失 | 重過失 |
| | 100%補償 | 75%補償 | 0%補償 |

(b)不正な機械式預貯金払戻し等の防止のための措置等

また、預金者保護法は、偽造・盗難カード等を用いた不正な払戻し等が行われないようにし、預金者がその預金を安心して預けられるよう、金融機関に対し、預金者の利便性を損なうことなく日本の脆弱な ATM システムを改め、安全性の高い世界に冠たる ATM システムの再構築を行うために必要な措置を行うことについても規定している。

b. 法律の成立の経緯

法案審議が行われていた当時、偽造または盗難されたキャッシュカード等を用いて ATM 等において預金が不正に引き出されるという事件が多数発生し、その対策が急務となっていた。そのような状況に鑑み、自民党において検討が行われ、預金者の保護を図り、あわせて預金に対する信頼を確保する

¹¹ 以下の法律の内容および法律の設立の経緯に関する記載は、162・衆・財務金融委員会・24号 平成 17 年 07 月 19 日江崎洋一郎衆議院議員発言をもとに作成。

ため、偽造・盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等により預金者に生じた損害を原則として金融機関が補償することとするとともに、これらの犯罪が発生しないよう、安全性の高い、世界に冠たるATMシステムの構築を金融機関に求めることを目的として、議員立法として法案が提出され、平成17年8月3日に成立、翌18年2月10日に施行された。

②銀行界の申し合わせ（「預金等の不正な払戻しへの対応について」）

全銀協は、預金者保護法の施行後の会員銀行の取組みを踏まえ、個人の顧客を対象に、平成20年2月19日、「預金等の不正な払戻しへの対応について」の申し合わせを行い、盗難通帳やインターネット・バンキングによる預金等の不正な払戻しについて、銀行に過失がない場合でも顧客自身の責任によらずに遭った被害については、補償を行うこととした。

申し合わせによる補償内容は図表1-16のとおりであり、預金者の過失の程度によって補償割合を区分している¹²。

図表1-16 補償内容の概要

| | 預金者の過失の程度 | | |
|---------------|-----------|---------|------|
| | 無過失 | 軽過失 | 重過失 |
| 盗難通帳 | 100%補償 | 75%補償 | 0%補償 |
| インターネット・バンキング | 無過失 | 軽過失 | 重過失 |
| | 100%補償 | 個別対応（※） | |

※ 被害に遭ったお客様の状況等を加味して判断

3. 預金口座の売買等

上記金融犯罪は、振込みによる資金の移動先として売買等により不正¹³に入手した預金口座等が利用されている。これら口座は、インターネットやダイレクトメールで「お小遣い稼ぎしませんか」などと預金口座等の売買を持ちかけ、連絡してきた者から入手したり、他人に成りすまして口座を作成させて入手したものである。

また、これとは別に、電子メールや求人サイト等で海外送金の担い手を募集し、インターネット・バンキングの不正利用で得た資金を同人の預金口座に振込み、海外送金サービスを利用して送金する「マネーミュール」と呼ばれる事例も確認されている。

¹² 全銀協のほか、全国信用金庫協会および信用組合中央協会等でも同趣旨の申し合わせが行われている。

¹³ 犯罪収益移転防止法により、他人になりすまして口座開設をおこなったり、預金通帳やキャッシュカードなどを他人から譲り受けたり、他人に売り渡したりすることは禁止されている。

Ⅱ 全銀協における犯罪防止・被害抑止への取組み

本章では、現在被害が発生している金融犯罪に対して、抑止・防止の観点から全銀協が行ってきた対応を概観する（なお、全銀協における取組みの一覧は別表2を参照）。

1. 振り込め詐欺に対する対応について

振り込め詐欺は、平成16年以降、その被害が増加し、認知が進んでも犯罪を防げない状況にあった。また、簡単に見破れないほど巧妙化した手口が見受けられるとともに、新たな手口が次々と現れる状況にあった。こうした状況を踏まえ、全銀協は、平成18年10月23日、「金融犯罪ゼロキャンペーン」の実施を公表した。これは、同年10月23日から1年間、タレントを起用したキャンペーンであり、核となるコンテンツとして、訴求事項を網羅したビデオ、パンフレットを作成し、ビデオについては、全銀協の講師派遣活動で活用したり、消費生活センターへ送付して活用を促したりするほか、会員銀行へも配布し、可能な店舗ではロビーで上映するよう協力を求めた。なお、当該キャンペーンは、被害発生状況を踏まえ、平成20年3月まで延長して実施した。

図表2-1 金融犯罪ゼロキャンペーン告知用ポスター



しかし、さらに新たな手口が発生するなどして振り込め詐欺の被害が絶えない状況であったほか、偽造・盗難キャッシュカードやインターネット・バンキングによる不正払戻し被害が依然として発生していたことから、平成20年3月18日に「新たな金融犯罪防止啓発キャンペーンの実施について—金融犯罪にご用心!—」を公表し、同年4月1日から、1年間実施した。なお、同キャンペーンでは、キャラクターとして「金融犯罪の番犬『BANK-KEN』」を、キャッチコピーとして「金融犯罪にご用心」(図表2-2)を統一的に使用することで、活動の一体感を高めることとした。

キャンペーンでは、振り込め詐欺被害が急増している状況や、同年6月21日の「振り込め詐欺救済法」の施行を踏まえ、6月を「振り込め詐欺撲滅強化月間」とし、広報・宣伝など、振り込め詐欺撲滅に向けた積極的な活動を展開した。また、10月についても、「振り込め詐欺対策強化月間」とし、警察当局主催の全国地域安全運動の一環として開催された振り込め詐欺対策に関する広報啓発イベントとタイアップするなど警察当局と協働して積極的な広告宣伝活動を実施した。

図表2-2 「金融犯罪の番犬『BANK-KEN』」



また、還付金等詐欺など、被害者をATMコーナーに誘導し、携帯電話でATM操作を指示して資金を騙し取る手口が増加していることを踏まえ、平成20年7月22日、利用者のATMコーナーにおける携帯電話の通話は、原則としてご遠慮いただくこととする等の申し合わせを行い、振り込め詐欺被害の未然防止に向けた自主的な取組みを一層強化した。

さらに、平成21年1月からは、都道府県警察において凍結依頼を行った口座の名義人に係る情報を警察庁が集約して作成した「凍結口座名義人リスト」を会員銀行に展開し、各銀行において、リストに登載された名義人から新規の口座開設の申込みがあった場合には、これを謝絶するとともに、最寄りの警察署

へ情報を提供することで、警察当局による被疑者検挙の取組みに協力するとともに、振り込め詐欺等の温床となる不正な口座開設の防止対策を一層推進した。

平成21年5月26日には、「新たな金融犯罪防止啓発活動の実施についてー『振り込め詐欺撲滅強化月間』の実施ー』を公表し、平成18年10月、平成20年4月からのキャンペーンに続いて、平成21年6月を振り込め詐欺撲滅強化月間とし、「金融犯罪防止啓発活動ー金融犯罪にご用心ー」を実施した。当該活動の一環として、関係当局と連携して、振り込め詐欺の被害者の大半を占める高齢者層をターゲットとしたイベントの開催等を通じて、振り込め詐欺の被害の抑制を図るとともに、振り込め詐欺救済法の周知を行った。さらに、同年10月15日から1か月間を「振り込め詐欺撲滅強化推進期間」とし、イベントの開催等を行った。

平成22年度以降も、年に1回以上、「振り込め詐欺撲滅強化推進期間」を設定し、その一環としてイベント等を開催し、振り込め詐欺に関する注意喚起を強化している。また、平成23、24年度には、テレビCMにおいて、振り込め詐欺等に関する注意喚起を実施した。

なお、平成25年度は10月1日からの1か月間を「振り込め詐欺等撲滅強化推進期間」とし、10月22日に被害者の過半を占める高齢者を主な対象として、「金融犯罪防止啓発シンポジウム～あなたを狙う金融犯罪！ダマされないために～」を千代田放送会館で開催したほか、全国の医療施設の待合室等に設置されたモニターへの注意喚起映像の配信等、振り込め詐欺を含めた金融犯罪防止の啓発活動を実施している。

また、価値の無い物を質草にして、高利でお金を貸し付けるヤミ金的一种であるいわゆる「偽装質屋」への対応として、口座振替サービスを悪用して高齢者の年金から暴利の金利を得るという事案が発生したことを踏まえ、平成25年7月に、預金口座に口座振替サービスを設定するに当たっての審査の厳格化等の対策について、会員に周知し、違法な金融業者により口座振替サービスが悪用されないよう審査を厳格化するとともに、預金者からの同サービスに係る解約申出時の対応等を徹底した。なお、審査の厳格化に当たり、警察庁より新たにヤミ金融事犯に悪用された法人口座に係る凍結口座名義人情報を受領し、会員宛にも送付し、その対応を強化した。

さらに、平成26年2月10日に金融庁および警察庁から「振り込め詐欺等の撲滅に向けた注意喚起活動」が公表され、振り込め詐欺等が身近な危険であることを家族間で共有し、振り込め詐欺等の未然防止の協力が広く求められているが、その活動において、警察庁、都道府県警および金融庁との連名で、全銀協が作成したチラシ（リーフレット）を振り込め詐欺等の未然防止を図るためのツールとして使用し、関係当局と連携して注意喚起を図っている。なお、当該

活動においては、金融庁および警察庁が金融機関に対して、顧客への声掛け等、未然防止に向けた取組みを要請していることを公表し、金融機関の取組みについて、理解と協力が広く求められている。

2. 盗難通帳、偽造・盗難キャッシュカード、インターネット・バンキングの不正払戻し等に対する対応について

(1)盗難通帳による不正払戻しへの対応

平成12年頃から、ピックアップによる侵入盗の横行や印鑑偽造技術の進歩により、盗難通帳による不正払戻しが増加し始めた。また、平成15年頃からヤミ金融の入金口座や架空請求等の振込口座といった口座の不正利用事案が増加していた。

このため、全銀協は、平成15年9月16日、『盗難通帳による払出し』ならびに『口座不正利用』に係る対応」として、副印鑑制度の廃止も含めた印影偽造への取組みや適切な口座管理と口座利用停止や口座解約などの措置の実施等について申し合わせを行うとともに、関係者（金融庁、警察庁、銀行業界）による連絡会の開催や広報活動の強化等を公表した。このほか、正確な実態把握のため、全銀協の会員を対象として盗難通帳による払出し件数・金額等に関するアンケート実施し、その結果を同年11月に公表した。なお、全銀協では、その後もアンケートを四半期ごとに実施・公表するとともに（以下「四半期アンケート」という）、後述のとおり、盗難・偽造キャッシュカード、インターネット・バンキングによる不正払戻し件数・金額を対象に加えている。

この申し合わせの効果もあり、平成16年には被害発生件数は半分以下、被害金額は4分の1以下に減少した（図表1-11参照）。

また、平成20年2月19日には、預金者保護法、同法附則第3条や、附帯決議の趣旨を踏まえ、盗難通帳やインターネット・バンキングにおいて不正な払戻しが発生した場合に、銀行に過失がない場合でも顧客自身の責任によらず遭った被害については補償の対象とする申し合わせを行っている（補償の内容は第I章2.(2)②参照）。

(2)偽造・盗難キャッシュカードによる不正払戻しへの対応

平成16年になると、偽造キャッシュカードの被害が増加し始めた。このため、全銀協では、暗証番号などの管理の徹底に係る注意喚起のためのチラシとステッカーを作成し、会員銀行へ配付した。しかし、それでも被害は沈静化せず、被害件数および被害金額は増加した。

そのような状況のなか、全銀協では、平成16年6月22日、捜査当局への円滑かつ積極的な協力体制を確認するため、ATM管理銀行（出金銀行）において、

偽造キャッシュカードによる預金等引出しを確認した場合には、速やかに所轄の警察署へ連絡のうえ、ATM 管理銀行からすべて「窃盗罪」による被害届を提出する¹⁴こと等の申し合わせを行った。なお、偽造キャッシュカード被害の増加を踏まえ、平成16年2月23日公表分から四半期アンケートに偽造キャッシュカードの被害件数・被害金額を追加した。

平成17年1月には、ゴルフ場の暗証番号式のロッカー等から銀行のキャッシュカードを盗み、スキミングの手口で偽造カードを作り口座から預金を不正に払い戻していた窃盗団が逮捕されたことを踏まえ、全銀協では、同月25日、偽造キャッシュカードが使われないよう「暗証番号のセキュリティ強化」、偽造キャッシュカードを作られないよう「キャッシュカードのICカード化」や「ATMにおける生体認証による本人確認」等をはじめとした対策を各行が積極的に検討し一層の取組み強化を行う申し合わせを実施した。

しかし、その後も偽造キャッシュカードの被害は沈静化せず、平成17年8月3日の預金者保護法の成立を踏まえて、全銀協では、同年8月15日、預金者に対してキャッシュカードと暗証番号の管理に関する一層の注意喚起を図るための新聞広告を実施した。さらに、同年10月6日、預金者保護法を踏まえて、預金者保護に関する取組みを一層強化するとともに、顧客の預金に対する信頼を確保するため、偽造・盗難キャッシュカード等を用いて行われる不正な機械式預金払戻し等の防止措置を講じること等の申し合わせを行った。さらに、同日、預金者保護法を踏まえてカード規定試案を一部改正して公表した。

また、平成20年2月19日に実施した申し合わせ（(1)参照）において、預金者保護法にもとづく補償に当たっては、形式要件だけでなく、顧客が被害に遭った状況等、実態を十分調査・確認のうえ判断するとしている。その他、平成20年7月25日以降、四半期アンケートに不正払戻しに関する補償件数を公表している。

なお、平成17年以降も、暗証番号などの管理の徹底に係る注意喚起のため、フリーペーパーへの注意喚起広告の掲載、リーフレットの作成等を行い、継続した広報活動を実施している。また、平成24年には、前述のとおり、ATMにスキミング装置が取り付けられ、海外ATMを通じて預金が不正に払戻しされる手口の犯罪や、ゴルフ場の暗証番号式のロッカー等から不正に取り出したキャッシュカードのスキミングの手口が発生したことから（第I章2.(1)②参照）、スキミング装置に関する注意喚起ポスターを作成するとともに、ゴルフ場等で暗証番号式のロッカー等を利用する際の暗証番号をキャッシュカードとは違う番号に注意喚起するチラシおよびステッカーを作成している。

¹⁴ 偽造キャッシュカードにより不正に預金を引き出された被害者は、刑法上の被害者には当たらず、ATM 管理銀行（出金銀行）が窃盗罪の被害者となる。

(3)インターネット・バンキングによる不正払戻しへの対応

全銀協では、平成17年10月6日、インターネット・バンキングに係る新たな手口の不正払戻し事件が発生している状況下、預金者保護法およびその附帯決議の内容を真摯に受け止め、インターネット・バンキングに係る犯罪への対策を含めて一層の取組み強化に努めるべく申し合わせを行った。この申し合わせは、会員銀行において犯罪実態の把握・分析に努めることや、適切なセキュリティ対策を実施すること等を内容としている。

その後、平成18年5月23日公表分から四半期アンケートにインターネット・バンキングによる預金等の不正払戻し件数・金額を追加している。

また、平成20年2月19日には、預金者保護法の附則第3条や、附帯決議の趣旨を踏まえ、預金者の保護を図り、あわせて預金に対する信頼を確保する観点から、業界の自主的な取組みとして、盗難通帳やインターネット・バンキングにおいて不正な払戻しが発生した場合に、銀行に過失がない場合でも補償の対象とする申し合わせを実施した（補償の内容は第1章2.(2)②参照）。

これらの取組みにもかかわらず、平成23年度に、インターネット・バンキングにおける預金等の不正な払戻し事案が急増したことから、全銀協では、平成24年1月19日、インターネット・バンキングにおけるセキュリティ対策向上として、各行において、個人・法人等の顧客属性を勘案し、例えば、可変式パスワードや電子証明書といった固定式のID・パスワードのみに頼らない認証方法の導入を図り、セキュリティ対策の一層の向上に努めることについて申し合わせを行った。その効果等もあり、平成24年のインターネット・バンキングの不正払戻し被害は減少したものの、平成25年に入ると、より高度化・巧妙化した手口による不正払戻しが急増し、年次ベースで過去最悪の被害となった（第1章2.(1)①参照）。

被害の急増を受けて、全銀協では、平成25年8月、会員銀行に対して警察庁が作成した「インターネットバンキングに係る不正送金先に利用された口座名義人情報」を還元するとともに、各行において該当する口座がある場合には、口座凍結等の措置をとるよう依頼した。また、10月には、足下の被害発生状況や手口等を会員銀行に還元し、情報共有を図った。そのうえで、11月14日、インターネット・バンキングに係る預金等の不正な払戻しへのさらなる対応として、①インターネット・バンキングにおけるセキュリティ対策の強化、②お客様への注意喚起、③業界内でのタイムリーな情報共有を積極的に検討・実施することを申し合わせ、一層の取組みの強化を図ることとした。具体的には、会員銀行において、利用者のパソコンがウイルスに感染した場合にもインターネット・バンキング取引に係る不正な払戻しが行われないよう、個人・法人等の利用者の属性を勘案し、セキュリティ対策の強化に努めることとし、

会員銀行におけるその検討に資するべく、ワンタイムパスワードの採用等のセキュリティ対策を例示するほか、利用者に対してセキュリティ対策ソフトやOS等ソフトウェアを最新の状態に更新する等の注意喚起、業界内でのタイムリーな情報共有を行うことを内容としている。

また、平成26年3月には、上記平成25年11月14日の申し合わせの「②お客様への注意喚起」を踏まえ、新聞広告をはじめ、インターネット上のニュースサイトおよび駅構内の電子掲示板で注意喚起を行っている。

Ⅲ 犯罪抑止および被害防止に向けての提言

本章では、第Ⅰ章および第Ⅱ章の内容を踏まえ、金融犯罪の抑止および被害防止に向けての提言を行う。

1. 銀行業界への提言

(1) 銀行における犯罪被害の拡大を防止する取組みの推進

これまで銀行は犯罪被害防止のための取組みを実施し、一定の成果をあげてきた。今後も以下のような取組みを推進し、複雑化・巧妙化する手口への対応を図る必要がある。また、これら取組みを推進していくに当たっては、利便性と安全性は相反する面があることを顧客に説明し、ATMコーナーにおける携帯電話での通話自粛等ご不便をおかけすることがあることを理解いただくことも肝要である。

① 振り込め詐欺等の特殊詐欺

第Ⅰ章において、オレオレ詐欺等の特殊詐欺の手口は、被害者に振込みを指示する手口から現金等の手交を指示する手口が主流となってきていることに触れた。これは、銀行の窓口やATMコーナーでの声掛けといった地道な活動等により、振込みという手段による被害を未然防止してきた成果¹⁵の表れでもある。

現在主流となっている現金受取型の手口は、振込みという手段を利用せず銀行の店舗外で現金の授受が行われることから、銀行による対策では未然防止が困難な面がある。しかしながらこの手口では、銀行の窓口で引出された多額の現金が授受されることが多いことから、引き続き窓口等での声掛けによる被害の未然防止が期待される。

② インターネット・バンキングによる不正払戻し

第Ⅰ章において、平成25年のインターネット・バンキングの被害が過去最悪を記録したことに触れた。各銀行においてはこうした状況および平成25年11月14日に行った申し合わせの内容（第Ⅱ章2.(3)参照）を踏まえ、ワンタイムパスワードの採用、顧客へのウィルス対策ソフトの無償配布等の対策を順次講じていくように努めるほか、振込み等の限度額を低く設定するよう顧客への注意喚起を実施することが求められる。さらに、高度化、巧妙化する犯罪手口の変化に注意して、必要に応じて新たな対応を講じることが期待される。

¹⁵ 例えば警視庁 WEB サイト http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/han_furikome/7_jirei.htm

③偽造キャッシュカードによる不正払戻し

偽造キャッシュカードへの対応としては、ATMにスキミング装置が取り付けられていないかを銀行員等が確認するほか、キャッシュカードのICカード化を推進すること等が考えられる。すでにICキャッシュカードの基本形移行が完了していることを踏まえて、各行においてICカード化がさらに推し進められれば、磁気ストライプ取引による引き出しの限度額のさらなる引き下げ等、思い切った対策を採用することもできる。こうしたことにより、偽造キャッシュカードによる預金不正払戻しが発生した場合にも、被害金額が引き下げられ、将来的な被害根絶に一步近づくことが期待できる。

(2)銀行間の情報連携の強化

現在、銀行は金融犯罪の抑止および被害防止のために様々な対策を講じているが、(1)で述べた個別の銀行による取組みの推進に加え、銀行間での情報連携を強化することによって、より一層の効果が期待できる。

例えば、ATMのカード挿入口にスキミング装置を取り付けてキャッシュカードの磁気ストライプ上のデータをスキミングする手口については、ATMのネットワーク提携が進んでいるなか、犯罪手口等に関する情報をタイムリーに共有するとともに、銀行界を挙げて対策の強化を図ることが、より一層効果的である。

これまでに銀行界では、警察庁が作成した「凍結口座名義人リスト」を共有し、不正な口座開設を防止している（第Ⅱ章1.参照）ほか、平成25年11月14日に行ったインターネット・バンキングに係る預金等の不正な払戻しへの対応に関する申し合わせにおいても、業界内でのタイムリーな情報共有を謳い（第Ⅱ章2.(3)参照）、同種手口による被害の未然防止・拡大防止に努めることとしている。

金融犯罪の被害は、業界全体の信頼性を脅かすことにもなりかねないことから、今後とも、全銀協から会員への犯罪手口や被害状況等の情報提供をより一層充実させ、適時適切な対策強化に引き続き取り組むことで、金融犯罪の抑止および被害防止へのより一層の効果が期待できる。

(3)海外等の最新事例の共有

金融犯罪の手口は日々複雑かつ高度化しており、犯罪と対策のいたちごっこの様相を呈していることから、サービスを提供する銀行においてもリスクアセスメントおよびリスクを低減させるための措置を継続して実施したうえで、将来発生が懸念される犯罪手口も考慮し、対策の改善を図っていくことが必要となる。特に、インターネット・バンキングは、インターネットを介して広範な

場所・時間帯で利用できる利便性がある一方で、国境を容易に越える、非対面の取引といった特性から、海外で発生した手口が、わが国金融機関やその利用者に被害を及ぼしたり、口座売買や「マネーミュール」、海外からの不正アクセス等に絡む犯罪や不適切な利用が発生するリスクも相対的に高い。また、2020年開催の東京五輪を見据え、国内ATMにおける海外キャッシュカード対応等が進展した場合には、利用者の利便性向上や取引のさらなる拡大が期待される一方で、一昨年に発生した偽造キャッシュカードによる海外のATMで現金を不正に引き出される被害（第I章2.(1)②参照）のような国境を跨ぐかたちでの犯罪発生の可能性も懸念される。

そのため、金融犯罪の被害拡大防止の観点から、国内で発生した事例のみならず、海外の金融機関で発生した最新の被害事例を含めた情報収集を行い、犯罪手口とその対策を業界全体で情報共有し、業界全体のレベルアップを図ることが重要である。

(4)金融経済教育のさらなる推進

金融犯罪の抑止および被害防止のためには、銀行による安心・信頼の提供に加えて、自らの財産を自らで守るという消費者の意識も肝要である。そのため、金融取引および金融犯罪に関する正しい知識を身につける機会の提供が求められる。

消費者向け周知は各行で実施しており、全銀協でもリーフレット・ポスター等の作成、新聞等への広告掲載やイベントを通じた周知を継続的に行っている。

また、全銀協では、金融経済教育活動のさらなる推進に向けて、平成26年4月に「金融リテラシー推進室」の設置を予定している。金融リテラシー推進室では、高齢者を対象とした重点テーマの1つに金融犯罪の防止啓発を掲げており、さらなる金融犯罪の防止啓発を推進することとしている。今後は施策の推進を通じて、これまで以上に消費者への正しい知識の浸透を図ることが重要となる。

他方、振り込め詐欺等の犯罪に若者がアルバイト感覚で加担するケースもあることから、被害予防だけでなく、加害予防のためにも、銀行業界として、教育機関における金融経済教育活動も推進することも期待される。

2. 当局への提言

(1)銀行界の取組みの後押し

銀行は、振り込め詐欺等の抑止および被害防止のために、声掛けの徹底（第I章参照）をするとともに、「凍結口座名義人リスト」を利用して不正な口座開設の防止に取り組んでいる。これらの活動については、声掛けの際には所轄の

警察署に連絡するケースがあるとともに、「凍結口座名義人リスト」の登載者来店時には所轄の警察署へ通報している。警察庁においては、すでに、金融機関に対して、顧客への声掛け等、未然防止に向けた取組みを要請していることを公表し、金融機関の取組みについて、理解と協力を広く求めているが（第Ⅱ章 1.参照）、これらの銀行の取組みの実効性を担保する観点から、銀行が所轄の警察署に連絡した場合の協力体制の強化等、銀行界の取組みのより一層の後押しが望まれる。

(2) 広報活動の強化

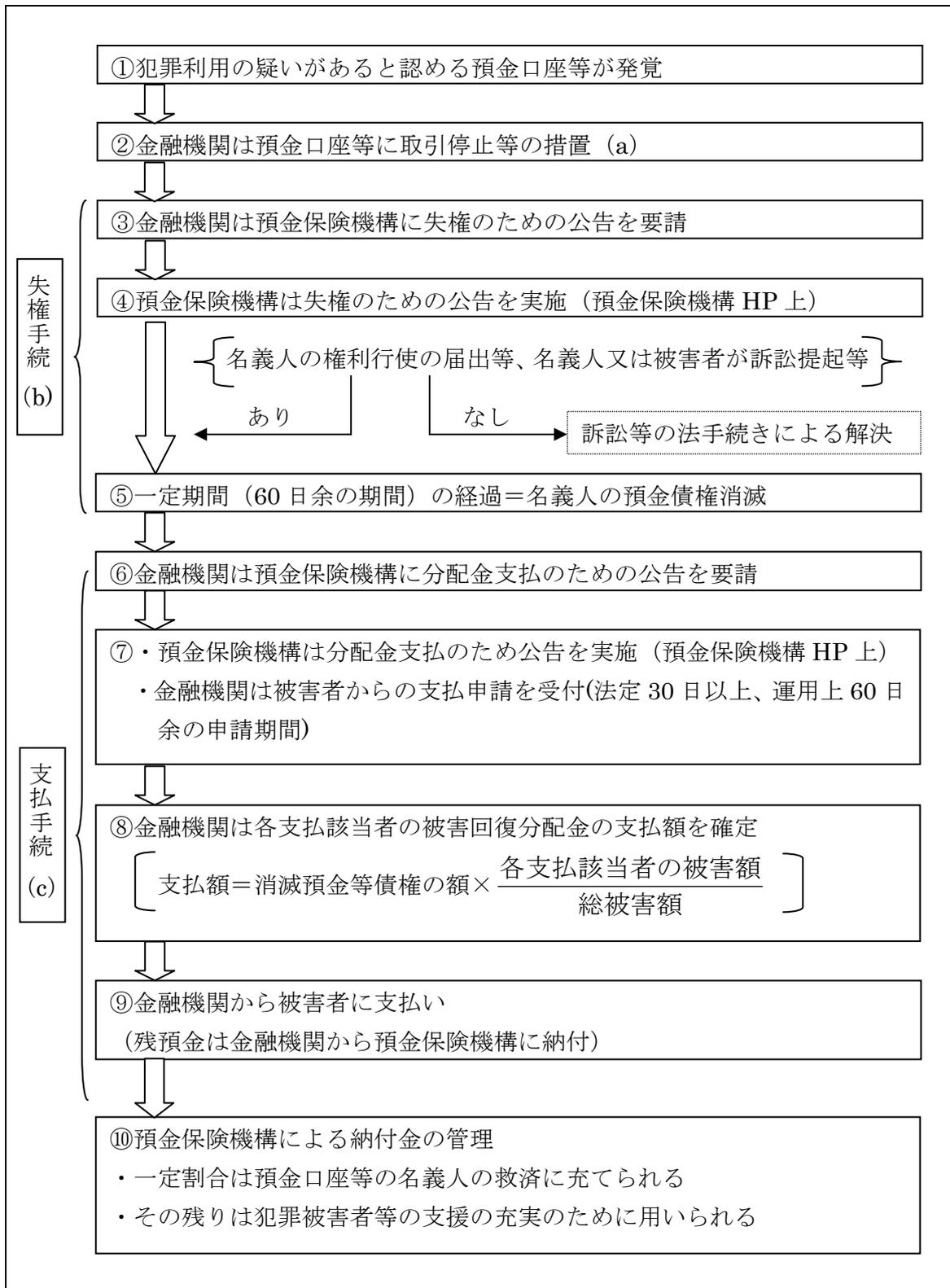
前述のとおり、銀行や全銀協では金融犯罪の手口や防止策等の広報を行っており、捜査当局でも、市民が犯罪に巻き込まれないための広報を行っているが、金融犯罪に関する被害は後を絶たない。各銀行や全銀協による周知は引き続き実施していくべきであるが、さらなる浸透のためには関係当局が一体となってテレビ等のマス媒体等で広報を行うことも考えられる。その場合、広報活動の内容としては、オレオレ詐欺等の被害者層は高齢者が多いことから、高齢者向けの広報活動も重要であるが、偽造・盗難キャッシュカードによる預金の不正払戻しについては、現役世代向けの広報活動強化も重要であろう。飲食店において泥酔している間にキャッシュカードを盗まれ現金を引き出される等の被害も発生している。こうした場合には、預金者保護法上、被害者本人の過失が問われることがあり、全額が補償されるとは限らない等の正しい知識を身に付けることも被害防止のためには必要である。また、補償を受けられる場合でも、被害者本人への事実関係の聴取など事実関係の確認が必要であり、その間、預金者の預金の利用が制限されるなど不利益が生じる。補償されるからとカードや暗証番号の管理をおろそかにすることは、結果的に利用者のためにならないことを十分理解してもらう必要がある。

また、銀行のATMコーナーにおける携帯通話自粛の呼びかけや声掛け等の取組みを利用者に理解してもらうためには、捜査当局と銀行界が連携して、こうした銀行による金融犯罪の抑止および被害防止の取組みをより一層周知することが効果的である。

金融犯罪の抑止および被害防止のための広報活動については、前述のように全銀協として様々な取組みを実施しているところであり（第Ⅱ章参照）、当局と全銀協が積極的にタイアップすることで、効果的な広報が可能となり、金融犯罪の抑止および被害防止に大きく貢献すると考えられる。

以上

被害回復分配金の支払等に関する手続きの流れ



※1 預金保険機構 HP をもとに作成

※2 (a) ~ (c) は本文 (13 頁) における記載

全銀協における犯罪防止・被害抑止への取組み

(別表2)

| 取組み | 内 容 |
|---|---|
| ◇ 実体把握に関するアンケート調査の実施 | |
| ○ 「盗難通帳による預金等の不正払戻し」、「インターネット・バンキングによる預金等の不正払戻し」、「盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し」、「偽造キャッシュカードによる預金等の不正払戻し」および「口座不正利用」に関するアンケート 【調査対象】 全銀協会員および準会員 | |
| ・平成 15 年 9 月 16 日 | ・「盗難通帳による払出し件数・金額」、「口座不正利用に伴う口座の利用停止・強制解約の状況」を公表（以後、四半期ごとに公表） |
| ・平成 16 年 2 月 23 日 | ・「偽造キャッシュカードによる預金引出し件数・金額」を新たに追加し公表 |
| ・平成 18 年 2 月 21 日 | ・「盗難キャッシュカードによる預金等引出し件数・金額」を新たに追加し公表 |
| ・平成 18 年 5 月 23 日 | ・「インターネット・バンキングによる預金等不正引出し件数・金額」を新たに追加し公表 |
| ・平成 20 年 7 月 25 日 | ・不正払戻しに係る補償件数等を新たに追加し公表 ・不正利用口座に残存している資金総額を新たに追加し公表 |
| ◇ 申し合わせの実施等 | |
| ①平成 15 年 9 月 16 日 「盗難通帳による払出し」ならびに「口座不正利用」に係る対応に関する申し合わせ等 | 【申し合わせの内容】 ・「盗難通帳による払出し」への対応 副印鑑制度の廃止も含めた印影偽造への取り組みと注意喚起のための広報活動の強化等 ・「口座不正利用」への対応 適切な口座管理と口座利用停止や口座解約などの措置の実施 【全銀協としての対応策】 ・関係者（金融庁、警察庁、銀行業界）による連絡会の開催 ・全銀協内に専門チームの設置 ・広報活動の強化 ・預金規定ひな型・内国為替取扱規則等の改定等の検討 |
| ②平成 16 年 6 月 22 日 いわゆる偽造キャッシュカードによる預金等引出 | ・会員銀行における捜査当局への円滑かつ積極的な協力体制を確認すべく、申し合わせを実施 |

| 取組み | 内 容 |
|---|--|
| しにおける被害届提出に係る申し合わせ | <p>【内 容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ATM 管理銀行（出金銀行）において、「いわゆる偽造キャッシュカードによる預金等引出し」を確認した場合には、速やかに所轄の警察署へ連絡のうえ、ATM 管理銀行（出金銀行）からすべて「窃盗罪」による被害届を提出する |
| <p>③平成 17 年 1 月 25 日 偽造キャッシュカード対策に関する申し合わせ</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・偽造キャッシュカード問題に関して、各行が積極的に検討し、取り組むべき対策の申し合わせを実施 <p>【内 容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・偽造キャッシュカードが使われないための「暗証番号のセキュリティ強化」 ・偽造キャッシュカードが作られないための「磁気ストライプと暗証番号に代わる新たなシステムの導入」、「お客さまのカード管理の厳正化の呼びかけ」 ・偽造キャッシュカードによる被害が拡大しないための「キャッシュカードの利用限度額引き下げ」、「モニタリング」 ・万一、お客さまが被害に遭われた場合のための「捜査への積極的な協力」、「補償の検討」 |
| <p>④平成 17 年 10 月 6 日 カード規定試案の一部改正</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・預金者保護法が成立・公布されたことを踏まえた改正（「カード・暗証の管理等」の追加等） |
| <p>⑤平成 17 年 10 月 6 日 偽造・盗難キャッシュカードに関する預金者保護の申し合わせ</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・預金者保護法を踏まえて、預金者保護に関する取り組みを一層強化するとともに、預金に対する信頼を確保すべく、申し合わせを実施 <p>【内 容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・預金者保護法の趣旨を真摯に受け止め、不正な機械式預金払戻し等の防止措置を講じること ・できるだけ速やかに、機械式預金払戻し等に係る認証の技術の開発ならびに情報の漏洩防止および異常な取引状況の早期の把握のための情報システムの整備その他の措置を講ずることにより、機械式預金払戻し等が正当な権限を有する者に対して適切に行われることを確保できるようにすること ・預金者に対する情報の提供ならびに啓発および知識の普及、容易に推測される暗証番号が使用されないような適切な措置等を講じること ・キャッシュカードの盗難に関する状況について説明を受ける際や、預金者の（重） |

| 取組み | 内 容 |
|---|---|
| | <p>過失の有無を判断する場合などに、当該預金者の年齢、心身の状況等に十分配慮した対応を行うこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「カード規定試案」の改正（上記④）にもとづき、各々の約款を改定するにあたっては、暗証番号を生年月日等の類推されやすいものとしていたことを過失の一要素として認定するには、預金者向けに告知を行うポスター、リーフレット、ダイレクトメールなどには「重大な過失または過失となりうる場合」を必ず記載し、預金者に対し明示すること |
| <p>⑥平成 17 年 10 月 6 日 預金の不正な払戻しへの対応に関する申し合わせ</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・預金者保護法ならびに附帯決議の内容を真摯に受け止め、改めて、これまでの申し合わせ事項（盗難通帳による不正払戻しへの対策（上記①）、偽造・盗難キャッシュカード問題への対策（上記③および⑤））を再確認するとともに、インターネット・バンキングに係る犯罪への対策を加え、今後一層の取り組みを強化すべく、申し合わせを実施 <p>【内 容】</p> <p>[会員銀行における取り組みに係る申し合わせ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪実態の把握・分析に努めること ・適切なセキュリティ対策を実施すること ・お客さまへの注意喚起を行うこと ・金融機関間の情報連絡体制を強化すること ・積極的な情報開示を行うこと ・被害者に対して真摯に対応すること <p>[全銀協としての対応策]</p> <p>(専門チームの設置による体制の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「偽造・盗難キャッシュカード問題」「盗難通帳による不正払戻し」を含め、預金の不正な払戻し全般への対応に関する取り組みや関係検討部会の検討状況等を総括（実態の把握・分析） ・犯罪手口・被害状況等の犯罪実態や会員銀行のセキュリティ対策の実施状況の把握 ・上記をもとにした傾向等の分析 |

| 取組み | 内 容 |
|---|---|
| | <p>(調査・研究)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海外の犯罪手口・犯罪状況等の犯罪実態やセキュリティ対策事例およびその有効性等に関する調査研究 ・ インターネット取引に係る消費者保護に関する調査研究 (対策の検討等) ・ 「実態の把握・分析」、「調査・研究」を踏まえたセキュリティ対策・消費者保護のあり方等に関する検討 ・ 「インターネット・バンキングにおいて留意すべき事項について」の改定 (広報活動の強化) ・ お客さまへの注意喚起のためのポスター、パンフレット等の作成 (情報共有・連携の強化) ・ 会員銀行間における被害発生時の情報共有や口座利用停止の依頼等に係る情報連絡体制の整備 ・ 会員銀行に対する、セキュリティ上の脅威や先進的な対策事例等の情報還元 ・ 外部専門家による会員銀行向けセミナーの開催 ・ 関係機関（警察庁、金融庁、経済産業省等）との連絡体制の整備 ・ 会員銀行からの照会対応 |
| <p>⑦平成 20 年 2 月 19 日 「預金等の不正な払戻しへの対応」に関する申し合わせ</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 盗難通帳やインターネット・バンキングによる預金等の不正な払戻しが発生した際に、銀行無過失の場合でもお客さまに過失がないときは原則補償する旨の申し合わせを実施（詳細は、本稿「I 2. ②」参照） |
| <p>⑧平成 20 年 7 月 22 日 「ATM コーナーにおける携帯電話での通話自粛」の呼びかけに関する申し合わせ</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 振り込め詐欺被害の未然防止に向けた自主的な取組みを一層強化すべく、ATM コーナーにおける携帯電話での通話に関して申し合わせを実施 <p>【内 容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ATM コーナー（ATM 機器より概ね 2 メートル以内の範囲）における携帯電話の通話は、原則としてご遠慮いただくこととする。 ・ 本件について、広くお客さまのご理解が得られるよう、ポスターの掲示など、積極的に周知活動を行う。 ・ 携帯電話で通話しながら ATM を操作しているお客さまに対しては、犯罪被害防止 |

| 取組み | 内 容 |
|---|--|
| <p>⑨平成 24 年 1 月 19 日 インターネット・バンキングにおけるセキュリティ対策向上に関する申し合わせ</p> | <p>の観点から、従来にも増して積極的にお声かけを行うよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット・バンキング用の ID・パスワードを盗取し、預金を不正に払い戻す事案が急増している状況を踏まえ、お客さまに安心してインターネット・バンキングをご利用いただくための取組みを一層強化すべく、申し合わせを実施 <p>【内 容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各行において、個人・法人等のお客さまの属性を勘案し、例えば、可変式パスワードや電子証明書といった固定式の ID・パスワードのみに頼らない認証方法の導入を図り、セキュリティ対策の一層の向上に努めること |
| <p>⑩平成 25 年 11 月 14 日 インターネット・バンキングに係る預金等の不正な払戻しへの対応に関する申し合わせ</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年に入り、ますます高度化・巧妙化した手口による不正払戻し被害が急増していることを受けて、自主的な取組みを一層強化すべく、申し合わせを実施 <p>【内 容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「セキュリティ対策の強化」として、お客さまのパソコンがウイルスに感染した場合を想定し、個人・法人等のお客さまの属性を勘案し、セキュリティ対策の強化に努めることとし、ワンタイムパスワードの採用、お客さまに対するセキュリティ対策ソフトの無償配布等の対策を、順次、講じていくよう努める ・顧客への注意喚起 ・業界内でのタイムリーな情報共有 |
| <p>◇ 会員との情報共有等</p> | |
| <p>○凍結口座名義人リストの運用</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年 1 月から、警察庁から提供される凍結口座名義人リストを会員銀行に配布し、各会員銀行における口座開設および口座凍結の対応に資する情報を提供 <p>【内 容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察署からの依頼にもとづいて口座を凍結した際、銀行が名義人の情報を回答し、銀行からの回答情報を警察庁が集約、リスト化 ・当該リストを警察庁から、全銀協等を通じて各会員銀行に配布 ・各会員銀行では、新たに口座を開設する際、または開設した後に、名義人がリストに該当するかどうかを確認し、該当した場合は、口座開設を謝絶するか、口座の凍結を行ったうえで、管轄の警察署に通報するなどの捜査協力を行う |

| 取組み | 内 容 |
|--|--|
| ○不正送金先口座名義人情報の運用 | <ul style="list-style-type: none"> 平成 25 年 8 月 12 日から、警察庁から提供される実際に不正送金先に利用された口座名義人情報を会員銀行に配布し、各会員銀行において既存口座について該当する口座がある場合は、口座凍結等の措置を取るための情報を提供 <p>【内 容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 警察当局が把握している不正送金先に利用された口座名義人情報をとりまとめ、当協会を通じて各会員銀行に還元 各会委員銀行は既存口座について当該情報と突合 突合の結果、既存口座内に不正送金先口座名義人情報と合致する口座名義人が存在した場合、速やかに警視庁サイバー犯罪対策課に連絡するとともに、口座凍結の手続きを行う |
| ◇ 広報活動 | |
| ○ ポスター・リーフレット等の作成 | |
| <ul style="list-style-type: none"> 平成 15 年度 | <p>【「盗難通帳による払出し」および「口座不正利用」に関する注意喚起関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> 注意喚起のためのポスター・チラシを作成（掲出場所：会員の店頭、窓口） <p>【暗証番号などの管理の徹底に係る注意喚起関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> 注意喚起のためのチラシ・ステッカーを作成（掲出場所：会員の店頭、窓口） 注意喚起広告をフリーペーパーに掲載 |
| <ul style="list-style-type: none"> 平成 16 年度 | <p>【キャッシュカード・通帳の盗難・紛失関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「キャッシュカードや通帳等の盗難・紛失時のご連絡先－銀行の緊急時連絡先一覧－」のリーフレットを作成（以後、毎年作成）（配付：都道府県警察本部および全国の警察署、消費生活センター、財務局・財務事務所等） |
| <ul style="list-style-type: none"> 平成 17 年度 | <p>【暗証番号などの管理の徹底に係る注意喚起関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> 注意喚起に係るポスター・チラシの作成（掲出・設置場所：会員の店頭・窓口） 注意喚起広告をフリーペーパーに掲載 |
| <ul style="list-style-type: none"> 平成 18 年度 | <p>【金融犯罪ゼロキャンペーン周知関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融犯罪ゼロキャンペーン周知のためのポスターを作成（掲出場所：会員の店頭・窓口） 金融犯罪ゼロキャンペーンの周知広告を雑誌、インターネット広告に掲載 |

| 取組み | 内 容 |
|--|---|
| | <p>【暗証番号などの管理の徹底に係る注意喚起関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 注意喚起広告をフリーペーパーに掲載 <p>【本人確認法改正に係る注意喚起関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周知広告をフリーペーパーに掲載 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 19 年度 | <p>【暗証番号などの管理の徹底に係る注意喚起関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 注意喚起広告をフリーペーパーに掲載 <p>【振り込め詐欺に係る注意喚起関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 銀行協会職員等を騙る詐欺に係る注意喚起広告をフリーペーパーに掲載 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 20 年度 | <p>【振り込め詐欺に係る注意喚起関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「ATM コーナーにおける携帯電話の通話自粛」に関するポスター（掲出場所：会員の店頭・窓口）およびステッカー（貼付場所：会員の CD・ATM）を作成 ・ 振り込め詐欺（還付金等詐欺、オレオレ詐欺）の注意喚起に関するチラシを作成（配布場所：会員の店頭・窓口、全国の消費者生活センターの窓口、都道府県警察・自治体の窓口等） ・ 振り込め詐欺（還付金等詐欺、オレオレ詐欺）の注意喚起、防止策としての ATM 利用限度額引下げ周知のためのノベルティ（ポケットティッシュ）を作成（配付場所：会員銀行の店頭・窓口、イベント等） ・ 振り込め詐欺救済法の周知、振り込め詐欺の注意喚起に関するリーフレットを作成（設置場所：会員の店頭・窓口、ATM 等） ・ 振り込め詐欺（銀行協会職員等を騙る詐欺を含む）の注意喚起広告を雑誌に掲載 ・ 銀行協会職員等を騙る詐欺に係る注意喚起広告をフリーペーパーに掲載 <p>【預金の不正払い戻しに係る注意喚起関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通帳と印鑑の管理、キャッシュカードと暗証番号の管理およびインターネット・バンキングにおける ID・パスワード等の管理の注意喚起に関するリーフレットを作成（設置場所：会員の店頭・窓口、ATM 等） ・ 暗証番号管理の注意喚起に関するポスターを作成（掲出場所：都道府県警察・自治体の窓口、鉄道駅等） ・ 暗証番号管理の注意喚起広告をフリーペーパーに掲載 |

| 取組み | 内 容 |
|---|--|
| | <p>【その他総合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「自分のお金はがちりガード！気をつけるべき7つのこと」を雑誌に掲載 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度 | <p>【振り込め詐欺等に係る注意喚起関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・振り込め詐欺の注意喚起、防止策としての ATM 利用限度額引下げ周知および口座売買・譲渡が犯罪で禁止されている旨周知のためのノベルティ（ポケットティッシュ）を作成（配付場所：会員銀行の店頭・窓口、イベント等） ・振り込め詐欺（還付金等詐欺、オレオレ詐欺）の注意喚起に関するチラシを作成（配布場所：会員の店頭・窓口等） ・振り込め詐欺（銀行協会職員等を騙る詐欺を含む）の注意喚起広告を雑誌、フリーペーパーに掲載 <p>【暗証番号などの管理の徹底に係る注意喚起関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・注意喚起広告をフリーペーパーに掲載 <p>【その他総合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「自分のお金は自分で守る！危機管理のための7つのルール」を雑誌に掲載 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度 | <p>【振り込め詐欺等に係る注意喚起関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・振り込め詐欺の注意喚起、振り込め詐欺救済法の周知、銀行協会職員等を騙る詐欺に関する注意喚起および防止策としての ATM 利用限度額引下げ周知のためのノベルティ（ポケットティッシュ）を作成（配布場所：会員銀行の店頭・窓口、イベント等） ・振り込め詐欺（銀行協会職員等を騙る詐欺を含む）の注意喚起広告をフリーペーパーに掲載 ・銀行協会職員等を騙る詐欺に係る注意喚起に関するチラシを作成（配布場所：会員の店頭・窓口、全国の消費者センター、都道府県警察等） <p>【暗証番号などの管理の徹底に係る注意喚起関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・注意喚起広告をフリーペーパーに掲載 <p>【その他総合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「お金にまつわる危機管理7か条」を雑誌に掲載 |

| 取組み | 内 容 |
|------------------|--|
| <p>・平成 23 年度</p> | <p>【振り込め詐欺等に係る注意喚起関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・振り込め詐欺（オレオレ詐欺）の注意喚起、振り込め詐欺救済法の周知、銀行協会職員等を騙る詐欺に関する注意喚起および防止策としての ATM 利用限度額引下げ周知のためのノベルティ（ポケットティッシュ）を作成（配布場所：会員銀行の店頭・窓口、イベント等） ・振り込め詐欺（オレオレ詐欺）、銀行協会職員等を騙る詐欺、金融商品等取引名目の特殊詐欺、インターネット・バンキングによる不正払い戻しに係る注意喚起に関するチラシを作成（配布場所：会員の店頭・窓口（会員にデータで送付）、イベント） ・振り込め詐欺（銀行協会職員等を騙る詐欺を含む）の注意喚起広告をフリーペーパーに掲載 <p>【暗証番号などの管理の徹底に係る注意喚起関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・注意喚起広告をフリーペーパーに掲載 <p>【インターネット・バンキングによる不正払い戻しに係る注意喚起関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・注意喚起広告をフリーペーパーに掲載 <p>【その他総合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「お金にまつわる危機管理 7 か条」を雑誌に掲載 |
| <p>・平成 24 年度</p> | <p>【振り込め詐欺等に係る注意喚起関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・振り込め詐欺（オレオレ詐欺、還付金等詐欺）、金融商品等取引名目の特殊詐欺の注意喚起のためのノベルティ（ポケットティッシュ）を作成（配布場所：会員銀行の店頭・窓口、イベント等） ・振り込め詐欺（オレオレ詐欺）、金融商品等取引名目の特殊詐欺に係る注意喚起に関するチラシを作成（配布場所：会員の店頭・窓口（会員にデータで送付）、イベント） ・振り込め詐欺（銀行協会職員等を騙る詐欺を含む）の注意喚起広告をフリーペーパーに掲載 <p>【インターネット・バンキングによる不正払い戻しに係る注意喚起関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・注意喚起広告をフリーペーパーに掲載 <p>【口座売買の抑止に関する注意喚起】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口座売買が犯罪になる旨の周知広告をフリーペーパーに掲載 |

| 取組み | 内 容 |
|---|---|
| | <p>【暗証番号などの管理の徹底に係る注意喚起関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・注意喚起に関するチラシを作成（掲出場所：ゴルフ場） <p>【スキミングに関する注意喚起】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・注意喚起のためのポスターを作成（掲出場所：会員の店頭・窓口・ATM） ・注意喚起のためのステッカーを作成（会員のATM） <p>【その他総合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融犯罪防止啓発DVD「全銀協 金融犯罪シャットアウトTV」（インターネット・バンキング犯罪、利殖勧誘事犯、振り込め詐欺注意喚起）を作成（放映場所：会員の店頭） ・「お金にまつわる危機管理7か条」を雑誌に掲載 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度 | <p>【振り込め詐欺等に係る注意喚起関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・振り込め詐欺（オレオレ詐欺、還付金等詐欺）、金融商品等取引名目の特殊詐欺の注意喚起のためのノベルティ（ポケットティッシュ）を作成（配布場所：会員銀行の店頭・窓口、イベント等） <p>【インターネット・バンキングによる不正払い戻しに係る注意喚起関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・注意喚起のためのチラシを作成（配布場所：会員の店頭・窓口等） ・注意喚起広告を駅構内の電子掲示板に掲載 |
| <p>○ テレビ・ラジオ・新聞等のマス媒体での注意喚起等の実施</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・平成16年度 | <p>【ラジオ広告】</p> <p>[放送期間]</p> <p>平成16年12月13日～12月16日</p> <p>[放送内容]</p> <p>「キャッシュカードの暗証番号」</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度 | <p>【新聞広告】</p> <p>キャッシュカード・暗証番号の管理に関するお客さま向け注意喚起広告を実施（54紙）</p> <p>[掲載期間]</p> <p>平成17年8月15日</p> |

| 取組み | 内 容 |
|------------------|---|
| <p>・平成 18 年度</p> | <p>【テレビ CM】 [放送期間] 平成 18 年 12 月 27 日～平成 19 年 1 月 5 日 [放送内容] 本人確認法改正に係る注意喚起</p> <p>【ラジオ広告】 [放送期間] 平成 18 年 4 月 1 日～平成 19 年 3 月 31 日 [放送内容] (マギー司郎の漫談篇) 金融犯罪ゼロキャンペーン</p> <p>【新聞広告】 本人確認法改正に係る注意喚起 (43 紙) [掲載期間] 平成 18 年 12 月 25 日～27 日</p> |
| <p>・平成 19 年度</p> | <p>【ラジオ広告】 [放送期間] 平成 19 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日 [放送内容] 「金融犯罪シリーズ 被害者の言葉篇」、「スパイウェアの注意喚起」篇、「キャッシュカード管理の注意喚起」篇、「フィッシング詐欺の注意喚起」篇、「口座売買禁止の注意喚起」篇、「貸します詐欺の注意喚起」篇、「振り込め詐欺の注意喚起」篇</p> |
| <p>・平成 20 年度</p> | <p>【ラジオ広告】 [放送期間] 平成 20 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日 [放送内容] (BANK-KENシリーズ) 「金融犯罪／スパイウェアの注意喚起」篇、「金融犯罪／フィッシング詐欺の注意喚起」篇、「金融犯罪／キャッシュカード管理の注意喚起」篇、「金融犯罪／口座売買</p> |

| 取組み | 内 容 |
|------------------|--|
| | <p>禁止の注意喚起」篇、「金融犯罪／貸します詐欺の注意喚起」篇、「金融犯罪／オレオレ詐欺の注意喚起」篇、「金融犯罪／還付金等詐欺の注意喚起」篇、「金融犯罪／銀行協会職員を騙る犯罪の注意喚起」篇、「金融犯罪／ATM コーナーにおける携帯電話通話自粛のお願い」篇、「金融犯罪／ATM 利用限度額引き下げのお願い」篇</p> <p>【新聞広告】</p> <p>「振り込め詐欺救済法」の施行の周知</p> <p>[掲載期間]</p> <p>平成 17 年 8 月 15 日</p> |
| <p>・平成 21 年度</p> | <p>【ラジオ広告】</p> <p>[放送期間]</p> <p>平成 21 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日</p> <p>[放送内容]</p> <p>(BANK-KEN2009 シリーズ)</p> <p>「金融犯罪／インターネット・バンキング犯罪の注意喚起」篇、「金融犯罪／キャッシュカード管理の注意喚起」篇、「金融犯罪／口座売買禁止の注意喚起」篇、「金融犯罪／オレオレ詐欺の注意喚起」篇、「金融犯罪／架空請求詐欺の注意喚起」篇、「金融犯罪／銀行協会職員を騙る犯罪の注意喚起」篇、「金融犯罪／ATM コーナーにおける携帯電話通話自粛のお願い」篇、「金融犯罪／ATM 利用限度額引き下げのお願い」篇</p> |
| <p>・平成 22 年度</p> | <p>【テレビ CM】</p> <p>[放送期間]</p> <p>平成 23 年 1 月 10 日～3 月 16 日</p> <p>[放送内容]</p> <p>金融犯罪防止啓発活動に焦点を当てた全銀協の周知</p> <p>【ラジオ広告】</p> <p>[放送期間]</p> <p>平成 22 年 4 月 1 日～平成 22 年 9 月 30 日</p> |

| 取組み | 内 容 |
|------------------|--|
| | <p>〔放送内容〕</p> <p>(BANK-KEN2009 シリーズ)</p> <p>「金融犯罪／インターネット・バンキング犯罪の注意喚起」篇、「金融犯罪／キャッシュカード管理の注意喚起」篇、「金融犯罪／口座売買禁止の注意喚起」篇、「金融犯罪／オレオレ詐欺の注意喚起」篇、「金融犯罪／架空請求詐欺の注意喚起」篇、「金融犯罪／銀行協会職員を騙る犯罪の注意喚起」篇、「金融犯罪／ATM コーナーにおける携帯電話通話自粛のお願い」篇、「金融犯罪／ATM 利用限度額引き下げのお願い」篇</p> |
| <p>・平成 23 年度</p> | <p>【テレビ CM】</p> <p>〔放送期間〕</p> <p>平成 24 年 1 月 9 日～ 3 月 26 日</p> <p>〔放送内容〕</p> <p>「振り込め詐欺に気を付けて！」篇、「ネットバンキング犯罪防止！」篇、「緊急時の連絡先紹介」篇</p> |
| <p>・平成 24 年度</p> | <p>【テレビ CM】</p> <p>〔放送期間〕</p> <p>平成 25 年 2 月 16 日～ 2 月 24 日</p> <p>〔放送内容〕</p> <p>「振り込め詐欺に気を付けて！」篇、「ネットバンキング犯罪防止！」篇、「緊急時の連絡先紹介」篇</p> |
| <p>・平成 25 年度</p> | <p>【新聞広告】</p> <p>インターネット・バンキングによる不正払い戻しに係る注意喚起</p> <p>〔掲載期間〕</p> <p>平成 26 年 3 月 13 日</p> <p>【インターネット上のニュースサイト】</p> <p>インターネット・バンキングによる不正払い戻しに係る注意喚起</p> <p>〔掲載期間〕</p> <p>平成 26 年 3 月 17 日～ 3 月 30 日</p> |

| 取組み | 内 容 |
|--|---|
| ○ キャンペーン・強化月間の実施、シンポジウムの開催 | |
| <p>・平成 18 年 10 月 23 日～平成 20 年 3 月末 「金融犯罪ゼロキャンペーン」の実施</p> | <p>【概 要】 偽造・盗難キャッシュカード等による預金等の不正払出し、いわゆるフィッシング等詐欺やスパイウェア等を利用したインターネット関連犯罪のほか、振り込め詐欺や貸します詐欺などの金融関連犯罪について、一般消費者の認知を高め、被害を未然に防止するとともに、安心して金融サービスを利用していただくこと等を目的として、平成 18 年 10 月 23 日から 1 年間、タレントのマギー司郎さんを起用した「金融犯罪ゼロキャンペーン」を実施（その後、平成 20 年 3 月末まで実施期間を延長）</p> <p>【具体的な活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会員銀行の店頭などにおいて、キャンペーン告知用ポスターを掲示し、パンフレット「マギー司郎が教える 金融犯罪のタネと仕掛け」（計 250 万部作成）を配布するほか、同タイトルのビデオを放映 ・各種ラジオ局、雑誌において、注意喚起広告を実施 ・キャンペーン専用サイトを立ち上げ、インターネット広告や会員銀行のホームページ等からの誘導を図り注意喚起を行うほか、10 月 5 日に全銀協の消費者向けホームページ MORE BANK 内に新設した「金融犯罪にご用心！」コーナーへリンク ・11 月 3 日、4 日にニッポン放送主催で開催される「THE ラジオパーク 2006 in 日比谷」、および 12 月 2 日に金融広報中央委員会主催で開催される「金融教育フェスティバル 2006」においてブースを出展し、パンフレットやマジックグッズを配布 |
| <p>・平成 20 年 4 月 1 日から 1 年間 「新たな金融犯罪防止啓発キャンペーンー金融犯罪にご用心！ー」の実施</p> | <p>【概 要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 20 年 4 月 1 日から、1 年を目処に、新たに「金融犯罪防止啓発キャンペーンー金融犯罪にご用心ー」を実施 ・本キャンペーンで、キャラクターとして「金融犯罪の番犬『BANK-KEN』」を、キャッチコピーとして「金融犯罪にご用心」を統一的に活用 <p>【具体的な活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要性・緊急性の高いものから項目ごとに、順次、パンフレット・リーフレット等を作成 ・それぞれのパンフレット・リーフレット等には統一キャラクター、統一キャッチコ |

| 取組み | 内 容 |
|---|--|
| | <p>ピーを使用</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合的なパッケージによるキャンペーンの実施 |
| <ul style="list-style-type: none"> 平成 20 年 6 月の 1 か月 <p>「振り込め詐欺撲滅強化月間」の実施</p> | <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 20 年 6 月 21 日の「振り込め詐欺救済法」施行などを踏まえ、平成 20 年 6 月を「振り込め詐欺撲滅強化月間」と位置づけ、広報・宣伝など、振り込め詐欺撲滅に向けた積極的な活動を展開することを公表 高齢者の方に、犯罪の手口や防止策、振り込め詐欺救済法の仕組みなどを分かりやすく伝えることに重点を置いた活動を実施 <p>【具体的な活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> 振り込め詐欺への注意喚起、および「振り込め詐欺救済法」施行の周知に関するリーフレットを作成し、会員銀行の店頭等において配布 「振り込め詐欺防止啓発イベント」を主催 警察当局主催の防犯イベントへの参画 振り込め詐欺への注意喚起、および「振り込め詐欺救済法」施行の周知に関する広告を掲載 全銀協ホームページで「振り込め詐欺撲滅強化月間」の告知を行うとともに、キャンペーン用ページを作成 |
| <ul style="list-style-type: none"> 平成 20 年 6 月 27 日 <p>「振り込め詐欺防止啓発イベント」の開催</p> | <p>【開催場所】</p> <ul style="list-style-type: none"> 巣鴨 江戸六地藏尊 真性寺 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> タレントの江戸家小猫さん、フリーアナウンサーの政井マヤさんを迎え、トークショー・ライブなどを織り交ぜたイベントを開催し、高齢者の方に、振り込め詐欺の手口や防止策等を分かりやすく説明 <p>【協力】</p> <ul style="list-style-type: none"> 警察庁、警視庁、金融庁、豊島区 |
| <ul style="list-style-type: none"> 平成 20 年 10 月の 1 か月 <p>「振り込め詐欺対策強化月間」の実施</p> | <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 警察当局主催のイベントとタイアップするなど警察当局と協働して積極的な広告宣伝活動を実施 |

| 取組み | 内 容 |
|---|--|
| | <p>【具体的な活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察当局主催のイベントのうち主要なものについて、当協会との合同イベントとするなど、警察当局と協働して活動を展開 ・イベントでは、会員銀行・各地銀行協会・事務局の職員が講演者として出席し、金融機関における振り込め詐欺防止対策について説明したり、全銀協作成のリーフレット等の提供・配布などを実施 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度「金融犯罪防止啓発活動－金融犯罪にご用心－」の実施 | <p>【概 要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 18 年 10 月からの「金融犯罪ゼロキャンペーン」、平成 20 年 4 月からの「金融犯罪防止啓発キャンペーン」に引き続き、平成 21 年度も引き続き、「金融犯罪防止啓発活動－金融犯罪にご用心－」を実施 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年 6 月「振り込め詐欺撲滅強化月間」 | <p>【具体的な活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一段として、振り込め詐欺撲滅強化月間（6 月）の実施 ・具体的には、関係当局と連携して、振り込め詐欺の被害者の大半を占める高齢者層をターゲットとしたイベントの開催等を通じて、振り込め詐欺の被害の抑制を図るとともに、振り込め詐欺救済法の周知にも引き続き努める ・会員銀行においても、振り込め詐欺撲滅に関する頒布品の店頭での配布等を通じて、振り込め詐欺の注意喚起を実施 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年 6 月 29 日「振り込め詐欺防止啓発イベント」の開催 | <p>【開催場所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浅草神社境内（神楽殿） <p>【内 容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タレントの江戸家小猫さん、皆藤愛子さんを「一日振り込め詐欺防止隊長」としてお迎えし、トークショー・ライブなどを織り交ぜたイベントを開催し、高齢者の方に、振り込め詐欺の手口や防止策等を分かりやすく説明 <p>【協 力】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察庁、警視庁、金融庁 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年 10 月 15 日～11 月 14 日の 1 か月「振り込め詐欺撲滅強化推進期間」の実施 | <p>【概 要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年 10 月 15 日から 1 か月間（10 月 15 日～11 月 14 日）を「振り込め詐欺撲滅強化推進期間」として活動を展開 |

| 取組み | 内 容 |
|--|--|
| | <p>【具体的な活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ イベントの開催 ・ 金融関連犯罪の手口と対策を紹介したビデオの制作 ・ 振り込め詐欺撲滅に関する頒布品の配布 ・ 警察当局と協働した活動の実施（「声掛け訓練」（10月14日）、「声掛け強化キャンペーン」（10月15日）、「口座利用限度額引下げキャンペーン」（11月6日）） |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年10月31日 「振り込め詐欺防止啓発イベント」の開催 | <p>【開催場所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 池袋サンシャインシティ アルパ 噴水広場 <p>【内 容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ キャスター／エッセイストの内田恭子さんを「一日振り込め詐欺防止隊長」としてお迎えし、トークショー・ライブなどを織り交ぜたイベントを開催し、来場者の方に、振り込め詐欺の手口や防止策等を分かりやすく説明 <p>【協 力】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 警察庁、警視庁、金融庁 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成22年6月15日～7月14日までの1か月 「振り込め詐欺撲滅強化推進期間」の実施 | <p>【概 要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成22年6月15日から7月14日までの1か月間を「振り込め詐欺撲滅強化推進期間」として活動を展開することを公表 <p>【具体的な活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係当局と連携して、振り込め詐欺被害防止のための啓発イベントの開催等を通じて、振り込め詐欺の被害の抑制を図るとともに、振り込め詐欺やヤミ金融等の金融犯罪では他人名義の預金口座が悪用されていることから、口座売買禁止の呼びかけを実施 ・ 会員銀行においても、振り込め詐欺撲滅に関する頒布品の店頭での配布等を通じて、振り込め詐欺の注意喚起を実施 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成22年7月6日 「STOP！振り込め詐欺 金融犯罪防止啓発イベント」の開催 | <p>【開催場所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新宿高島屋1階 JR 口特設会場 <p>【内 容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 女優の菊川怜さんを「一日振り込め詐欺防止隊長」として迎え、来場者参加型のプ |

| 取組み | 内 容 |
|---|---|
| | <p>ログラムで、振り込め詐欺の手口や防止策等を分かりやすく説明</p> <p>【協 力】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察庁、金融庁 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年 1 月 26 日～2 月 28 日までの約 1 か月 <p>「振り込め詐欺撲滅強化推進期間」の実施</p> | <p>【概 要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年 1 月 26 日から 2 月 28 日までの約 1 か月間を「振り込め詐欺撲滅強化推進期間」として活動を展開 <p>【具体的活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係当局と連携して、1 月 26 日に振り込め詐欺被害防止のための啓発イベントを開催 ・振り込め詐欺の被害の抑制を図るとともに、振り込め詐欺救済法の制度を周知するほか、金融犯罪の防止啓発強化を目的として、全銀協ホームページの金融犯罪防止啓発サイトのリニューアルを実施 ・会員銀行において、振り込め詐欺撲滅に関する頒布物の店頭での配布等を通じて、振り込め詐欺の注意喚起を実施 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年 1 月 26 日 <p>「STOP！振り込め詐欺 金融犯罪防止啓発イベント」の開催</p> | <p>【開催場所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丸の内オアゾ 1 階 ○○（おお）広場 <p>【内 容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・形成外科医の西川史子さんを「一日振り込め詐欺防止隊長」としてお迎えし、来場者参加型のプログラムで、振り込め詐欺の手口や防止策等を分かりやすく説明 <p>【協 力】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察庁、警視庁、金融庁 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年 10 月 14 日～11 月 30 日までの約 1 か月半 <p>「振り込め詐欺撲滅強化推進期間」の実施</p> | <p>【概 要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年 10 月 14 日から 11 月 30 日までの約 1 か月半を「振り込め詐欺撲滅強化推進期間」とし、振り込め詐欺の未然防止に向けた活動を展開することを公表。 <p>【具体的な活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係当局と連携し、振り込め詐欺被害防止のための啓発イベントの開催等を通じて振り込め詐欺の被害抑制を図るとともに、振り込め詐欺救済法の制度周知に努める。 ・会員銀行においても、振り込め詐欺撲滅に関する全銀協作成の頒布物の店頭配布等 |

| 取組み | 内 容 |
|--|--|
| | <p>を通じて振り込め詐欺の注意喚起を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> 「推進期間」開始前日の10月13日には、全国各所において警察当局と協働した「声掛け訓練」を実施するなど、「振り込め詐欺撲滅強化推進期間」の活動がより実効性の高いものとなるよう努める |
| <ul style="list-style-type: none"> 平成23年11月8日 「STOP! 振り込め詐欺 金融犯罪防止啓発イベント」の開催 | <p>【開催場所】</p> <ul style="list-style-type: none"> 丸ビル1階 マルキューブ <p>【内 容】</p> <ul style="list-style-type: none"> モデルの押切もえさんを「一日振り込め詐欺防止隊長」としてお迎えし、振り込め詐欺の手口や防止策等を分かりやすく説明 <p>【協 力】</p> <ul style="list-style-type: none"> 警察庁、警視庁 |
| <ul style="list-style-type: none"> 平成24年7月12日～8月31日までの約1か月半 「振り込め詐欺撲滅強化推進期間」の実施 | <p>【概 要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成24年7月12日から8月31日までの約1か月半を「振り込め詐欺撲滅強化推進期間」とし、詐欺被害の未然防止に向けた活動を展開 <p>【具体的な活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「推進期間」初日の7月12日には、振り込め詐欺被害の集中する東京において関係当局と連携し、振り込め詐欺被害防止のための啓発イベントの開催等を通じて被害抑制に努める 会員銀行においても、振り込め詐欺撲滅に関する全銀協作成の頒布物の店頭配布等を通じて振り込め詐欺の注意喚起を行うなど、「振り込め詐欺撲滅強化推進期間」の活動がより実効性の高いものとなるよう努める |
| <ul style="list-style-type: none"> 平成24年7月12日 「STOP! 振り込め詐欺 金融犯罪防止啓発イベント」の開催 | <p>【開催場所】</p> <ul style="list-style-type: none"> 丸の内オアゾ1階 OO（おお）広場 <p>【内 容】</p> <ul style="list-style-type: none"> タレント兼女優の安めぐみさんを「一日振り込め詐欺防止隊長」としてお迎えし、振り込め詐欺の手口や防止策等を分かりやすく説明 <p>【協 力】</p> <ul style="list-style-type: none"> 警察庁、警視庁、金融庁 |

| 取組み | 内 容 |
|---|---|
| <p>・平成 25 年 10 月 1 日～10 月 31 日までの 1 か月 「振り込め詐欺等撲滅強化推進期間」の実施</p> | <p>【概 要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年 10 月 1 日から 10 月 31 日までの 1 か月間を「振り込め詐欺等撲滅強化推進期間」とし、詐欺被害の未然防止に向けた活動を展開することを公表 <p>【具体的な活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「推進期間」中の 10 月 22 日に、振り込め詐欺等の被害が集中する東京において関係当局とも連携し、被害防止のための啓発シンポジウムを開催するなどの活動を実施 ・会員銀行においても、全銀協作成頒布物の店頭配布等を通じて、振り込め詐欺等の注意喚起を行うなど、「振り込め詐欺等撲滅強化推進期間」の活動がより実効性の高いものとなるよう努める |
| <p>・平成 25 年 10 月 22 日 「金融犯罪防止啓発シンポジウム～あなたを狙う金融犯罪！ダマされないために～」の開催</p> | <p>【開催場所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千代田放送会館 <p>【内 容】</p> <p>(第 1 部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・振り込め詐欺被害防止教室「騙されたらあきまへんで！」(寸劇の公演) (出演：大阪府警察本部生活安全指導班) <p>(第 2 部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パネルディスカッション パネリスト：松原智恵子さん(女優)、大迫恵美子さん(弁護士／荻窪法律事務所)、西田公昭さん(立正大学心理学部教授)、警察庁、全国銀行協会 コーディネーター：山田賢治さん(NHK ハートネット TV キャスター) |

以 上